

# 船橋市新型インフルエンザ等 対策行動計画（改定案）

黒字	→ 政府行動計画に即して記載している箇所
緑字	→ 現行の市行動計画にも記載されている箇所 (今回の県行動計画改定案にも記載あり)
青字	→ 千葉県が独自に記載した箇所
オレンジ字	→ 県行動計画改定案に記載がない項目で、 予防計画等に基づく市独自の取り組み として記載した箇所
赤字	→ 文言の追加、修正等を加えている箇所

平成26年（2014年）3月

令和〇年（〇〇〇〇年）〇月（改定）

船橋市

# 目 次

第1	はじめに	1
1	計画策定の経緯	1
2	今般の計画改定	1
3	新型コロナの対応経験	2
第2	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項	4
1	目的及び基本的な戦略	4
2	実施上の留意点	5
(1)	平時の備えの整理や拡充	5
(2)	感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	6
(3)	基本的人権の尊重	7
(4)	危機管理としての特措法の性格	8
(5)	関係機関相互の連携協力の確保	8
(6)	高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	8
(7)	感染症危機下の災害対応	9
(8)	記録の作成や保存	9
3	推進のための役割分担	9
(1)	国の役割	9
(2)	県の役割	10
(3)	市の役割	12
(4)	医療機関の役割	12
(5)	指定（地方）公共機関の役割	13
(6)	社会福祉施設等	13
(7)	登録事業者	13
(8)	一般の事業者	14
(9)	個人	14
4	行動計画の対策項目と横断的視点	14
(1)	対策項目	14
(2)	横断的視点	20
5	様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	24
(1)	有事のシナリオの考え方	24
(2)	感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	24

第3	行動計画等の実効性確保	27
1	EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進	27
2	新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持	27
3	多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	27
4	定期的なフォローアップと必要な見直し	28
第4	各対策項目の考え方及び取組	29
1	実施体制	29
(1)	準備期	29
(2)	初動期	31
(3)	対応期	32
2	情報収集・分析	35
(1)	準備期	35
(2)	初動期	36
(3)	対応期	38
3	サーベイランス	40
(1)	準備期	40
(2)	初動期	42
(3)	対応期	43
4	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	44
(1)	準備期	44
(2)	初動期	47
(3)	対応期	49
5	水際対策	53
(1)	準備期	53
(2)	初動期	54
(3)	対応期	55
6	まん延防止	55
(1)	準備期	55
(2)	初動期	57
(3)	対応期	57

7	ワクチン	65
(1)	準備期	65
(2)	初動期	67
(3)	対応期	67
8	医療	69
(1)	準備期	69
(2)	初動期	74
(3)	対応期	76
9	治療薬・治療法	83
(1)	準備期	83
(2)	初動期	85
(3)	対応期	86
10	検査	87
(1)	準備期	87
(2)	初動期	89
(3)	対応期	90
11	保健	91
(1)	準備期	91
(2)	初動期	98
(3)	対応期	100
12	物資	107
(1)	準備期	107
(2)	初動期	108
(3)	対応期	109
13	市民生活及び市民経済の安定の確保	111
(1)	準備期	111
(2)	初動期	113
(3)	対応期	114

(参考)

用語集	119
新型コロナウイルス感染症対策に関する振り返り	129

# 第1 はじめに

## 1 計画策定の経緯

国は、2005年（平成17年）、「世界保健機構（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、千葉県（以下、「県」という。）においても、同年11月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。本市は国及び県の行動計画を踏まえ、同年12月に、「船橋市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、2007年（平成19年）2月に改定を行った。

その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）に基づく行動計画とするため、国は2013年（平成25年）6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を策定し、県では同年11月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を策定し、本市においても、2014年（平成26年）3月に「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「市行動計画」という。）を策定した。

市行動計画は、県行動計画に基づき策定するもので、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示すものであり、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国から示される基本的対処方針に基づき、市行動計画やマニュアル等に記載する対策から実施すべき対策を選択し決定することとする。さらに、感染症法に基づく「船橋市感染症予防計画（以下、「市予防計画」という。）」等と整合性を確保しつつ、出先機関を含め、全庁が一体となり取組を推進し、対策を実施する。

## 2 今般の計画改定

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ随時見直す必要があり、また、県行動計画が改定された場合も、適時適切に改定を行うものとする。

2017年（平成29年）9月、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量の変更等

のため、政府行動計画が改定された。これを受け、2018年（平成30年）2月には、県行動計画が改定され、同年10月、市行動計画を改定した。

2024年（令和6年）7月、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）の対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画の抜本的な改定が行われた。これを受け、2025年（令和7年）〇月、県行動計画が改定され、同年〇月、市行動計画についても改定を行った。

### 3 新型コロナの対応経験

2019年（令和元年）12月末、中国・武漢市で肺炎が集団発生し、翌月2020年（令和2年）1月9日、新型コロナによるものであるとWHOが発表した。同月16日、国内で初めて、新型コロナ関連の肺炎患者（武漢市滞在歴有）の確認が発表された。

市では、国からの要請を受ける前に、新型コロナの相談窓口を設け、市民からの相談を受ける体制を整えるとともに、同年2月3日、市長を本部長、各部局長を本部員とする「船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下、「市対策本部」という。）」を設置し、全庁的な対応を図るとともに、船橋市保健所（以下、「市保健所」という。）においては、同月26日に、市保健所長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策保健所本部」を設置した。

同年3月1日、市で初の感染者を確認・公表し、また、同月11日に、市保健所によるPCR検査を開始した。さらに、4月30日には、市独自に、重症化リスクが高い人や、中等症・重症患者への医療提供体制の確保とともに、自宅で待機している軽症者からの家庭内感染を防ぐため、市内のホテルを借り上げて、軽症者を受け入れる体制を整備した。

市対策本部会議は、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更される2023年（令和5年）5月8日までに、計85回開催された。その間、政府対策本部による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（基本的対処方針）」（複数回変更）を踏まえ、感染者数の増減（2022年（令和4年）7月最大新規感染者数：1,526人／日）や変異株（デルタ株・オミクロン株等）の流行等を繰り返す中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置への対応、医療提供体制の整備、

ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、様々な対応を行った。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が市民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

## 第2 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

### 1 目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。本市は、日本の玄関口である成田国際空港に近接しており、また、都心とも近いことから人の往来が活発であり、実際に、県内でも本市が早い段階で新型コロナウイルスの感染が拡大し始めたことから、その懸念は小さくないと考えられる。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがかり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭におき、本市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的及び基本的な戦略として対策を講じていく。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 基本的な感染対策などの周知協力を通じて感染拡大を抑えて、市民の健康を保護するとともに、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- 地域での感染対策や通勤・出勤形態の工夫等により、欠勤者の数を減らす。
- 業務継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

また、新型コロナ流行初期は、ウイルスの特性が不明であり、ワクチンや効果的な治療薬がない状況であったため、当時の新型インフルエンザ等行動計画の想定と大きく異なり、対策の立案・実行が困難を生じさせたことが課題であった。さらに、感染拡大の波を中長期的に繰り返すほか、変異株の発生により、感染力や重篤性等の特性が異なったため、対応に困難が生じた。本計画では、新型コロナ対応の経験も踏まえて、市として必要な対策を講じていく。

## 2 実施上の留意点

県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、及びそれぞれの県行動計画、市行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### （1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等を行う。

#### ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### ウ 関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万

全なものとするために、対策本部運営訓練や病院実動訓練等の多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

## エ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーションなどの備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

## オ 負担軽減や情報の有効活用、人材育成等

市保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、人材育成、国及び県との連携等複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

## (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

### ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

### イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、県の予防計画及び医療計画に基づき、医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影

響にも十分留意する。

#### ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

#### エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

#### オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力を得るための配慮が重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民が適切な判断や行動をとれるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が講じられた場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### (3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、

理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

#### (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて、県が様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、感染性や病原性の程度や、ワクチンや治療薬等が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じられるものではないことに留意する。

#### (5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

#### (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等については、以下の内容を踏まえ、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

○ 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体

## 制の構築

- 研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上
- 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化
- 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知

### (7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

### (8) 記録の作成や保存、公表

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

なお、市は新規感染者やクラスター等に係る情報を公表するに当たり、個人情報保護に十分配慮するとともに、混乱を避けるため、以下の取組が必要となる。

- あらかじめ県と公表内容等の考え方を共有する。
- 市民や報道機関に対して公表を行う意味、目的及び状況に応じた対応を共有する。
- 国からの情報提供や感染症の特性、感染状況等に応じて適宜対応を見直す。

## 3 推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国はWHO等の国際機関や諸外

国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## (2) 県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行う。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提

供体制を整備することや、民間検査機関若しくは医療機関又は宿泊施設等と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制や宿泊療養体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

また、成田国際空港、千葉港及び木更津港を擁しており、全国で最も早く患者が発生する可能性があるほか、患者発生後も国際的な往来の継続に対応する必要がある。感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるためにも、検疫所を始めとする関係機関と平時から連携する等、患者発生以降に行うまん延防止対策を適切に実施するための体制を整備する。

これらにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される千葉県感染症対策連携協議会（以下、「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画、医療計画、健康危機対処計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

さらに、県は、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、保健所を中心とした関係機関間の連携を強化するため、地域の専門職能団体、市町村、警察、消防及び医療機関等で構成される地域健康危機管理推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とするべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進する。

その他、平時から県衛生研究所等や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携の強化に努める。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、県は直ちに、県対策本部を設置し、県対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。具体的な対策の検討に当たっては、必要に応じ

て、専門部会を設置し、専門的立場からの意見を聴く。また、本部会議を円滑に行うため、千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催し、庁内各部局間の情報共有と連携を図る。

さらに、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援する。なお、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行うほか、近隣都県とも連携を図り、必要に応じて国へ要望を行うなど、県域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を果たすため、あらゆる手段を講じる。

### (3) 市の役割

住民に最も近い行政単位として、住民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた市行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置市については、感染症法においては、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められていることから、市保健所や検査等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、市予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

県と保健所設置市（以下、「県等」という。）は、まん延防止等に関する協議を行い、平時から連携を図る。

### (4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定に積極的に取り組み、研修や訓練を通じて適宜見直しを行うこと及び連携協議会や推進会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要であ

る。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### (5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (6) 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずると共に、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。

各施設においては、「インフルエンザに関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し施設内の感染対策の指針を策定する等、組織的に対応できる体制の構築に努める。

#### (7) 登録事業者

特措法に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、業務継続計画を策定し、平時から従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限り、その業務を継続的に実施するよう努める。

## (8) 一般の事業者

事業者については、**新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。**

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある**新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。**特に多数の者が集まる事業を行う者については、**感染防止のための措置の徹底が求められるため、**平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## (9) 個人

平時から、**新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。**また、**新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。**

**新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内及び市内の発生状況や国、県、市が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施するよう努める。**

## 4 行動計画の対策項目と横断的視点

### (1) 対策項目

**市行動計画は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。**

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を**市行動計画の主な対**

策項目とする。

### ① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。国、県、市町村、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下、「JIHS」という。）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### ② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、平時から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

### ③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、平時からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク

評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

#### ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、**市民、県、医療機関、事業者等**とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、**市民等**が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、**市**は、平時から新型インフルエンザ等対策推進の目的を周知するとともに、基本的な戦略について関係機関と共有化を図ること、また、**市民等**の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、時期に応じたリスクコミュニケーションの戦略を「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」等も踏まえて整理し、体制整備や取組を進めることが必要である。

#### ⑤ 水際対策

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということをも前提として対策を策定することが必要である。

平時から訓練等の実施を通じて国との連携を強化し、発生時には、国が実施する水際対策に協力する。なお、協力に当たっては、**県等**における業務のひっ迫状況等についても考慮する。

#### ⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、**市民生活及び社会経済活動**への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる 것이重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、

公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づいたまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置について要請するか検討する。

一方で、特措法において、**市民**の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の**病原体の性状**や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを**柔軟かつ**機動的に行うことが重要である。

## ⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、**市民**の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

県及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

## ⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ**市民**の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、**市民**が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医

療の提供を滞りなく継続するために、平時から、**県**の予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、**市民**の生命及び健康を守る。

## ⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、**市民**の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

新型インフルエンザ等の発生時に、治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、**国及びJIHS**が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と情報共有する体制を構築する。また、抗インフルエンザウイルス薬について、計画的かつ安定的に備蓄することとし、新型インフルエンザ等の発生時には適切に使用できるよう、**国や県**、医療機関と連携する。

## ⑩ 検査

新型インフルエンザ等発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与しうる。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めることが重要である。

## ⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を守る必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、市は、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時において県が行う総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から連携協議会等への参加等を通じて、主体的に対策を講ずる必要がある。

市が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、市保健所及び船橋市衛生試験所（以下、「市衛生試験所」という。）は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から本庁に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

市保健所及び市衛生試験所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があり、これらの取組において、必要に応じ国及び県からの支援を受け、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

## ⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するととも

に、市においても備蓄等を行う。

さらに、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じて、緊急事態措置を実施するための物資について、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

### ⑬ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## (2) 横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のⅠからⅣまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

### Ⅰ 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。

特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を

担い、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要である。

市においても、「実地疫学専門家養成コース（FETP）」等の取組やこうしたコースの修了者等も活用しつつ、感染症対策を始め公衆衛生や疫学の専門家等の養成を進め、キャリア形成を支援するほか、感染症対策の中核となる市保健所等の人材の確保及び育成やキャリア形成の支援を行うことが重要である。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、衛生研究所等の感染症対策への平時からの関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

加えて、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者（DMAT、DPAT先遣隊及び災害支援ナース）について、医療法における位置付けが設けられたことも踏まえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、研修や訓練等に継続的に取り組む必要がある。

また、あわせて、新型インフルエンザ等の発生時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである「IHEAT」について地域保健法（昭和22年法律第101号）における位置付けが設けられたことを踏まえて、支援を行うIHEAT要員の確保や育成等にも継続的に取り組む必要がある。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等、近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めていく。

また、地域の医療機関等においても、県及び市や関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析や治療薬、ワクチン等の研究開発に従事する研究者及び臨床研究を推進できる

人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

## II 国及び県との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、県及び市の役割は極めて重要である。国との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国及び県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では県及び市の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は、近隣都県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、平時から国及び県との連携体制やネットワークの構築に努める。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から国及び県との意見交換を進め、国及び県が行う新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に当たって、対策の現場を担う立場から、必要に応じて意見を述べることが重要である。また、国及び県と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

## III DXの推進

近年取組が進みつつあるDXは、ICTやAIなどデジタル技術の進展とともに迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほ

か、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

市では、今後国が行うDX推進のためのあらゆる取組に協力することとし、今後の感染症危機に備える。

#### IV 研究開発の動向に関する情報収集

新型インフルエンザ等の発生時に、初期の段階から研究開発や臨床研究等を進めることで、有効性及び安全性の確認がなされたワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発につなげることは、新型インフルエンザ等への対応能力を高める観点から極めて重要である。

平時から技術開発を進め、正確かつ短時間に検査可能な診断薬や感染拡大後の検査需要拡大に対応できる検査機器、検査試薬、迅速検査キット等による検査能力の強化や、治療薬・治療法の早期の普及によって、多くの地域の医療機関での対応が可能となる。感染拡大防止や医療提供体制の強化には、治療薬や診断薬の早期の実用化に向けた研究開発が重要な役割を担っている。

また、ワクチンの普及による重症化予防等の効果も新型インフルエンザ等への対策上重要であり、早期のワクチンの実用化に向けても研究開発が重要な役割を担っている。

さらに、ワクチンや診断薬、治療薬等の普及により、検査体制や医療提供体制の充実、免疫の獲得等が進むことで、市民の生命及び健康の保護がより一層図られることとなる。その結果、こうした状況の変化に合わせた適切なタイミングで、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを行うことができる。

市では、国が主導するあらゆる研究開発の動向を注視し、対策のために必要な情報収集を随時行っていく。

## 5 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

### (1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類（例として、まん延防止であれば、第4の6（3）3-2を参照）を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては「第4 各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

### (2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期

及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

#### ○ 初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

市は、政府対策本部が設置されたときは速やかに、特措法に基づかない任意の市対策本部を設置し、国や県、他市町村、関係機関等と連携しながら対応を行う。その後、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合は、特措法に基づく市対策本部に位置付ける。

対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する。

#### ○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期（B）

市対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国が定める基本的対処方針も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

#### ○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずる。

○ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

○ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、「第4 各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」（C-2）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

### 第3 行動計画等の実効性確保

#### 1 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

#### 2 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

#### 3 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

#### 4 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく市予防計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、対応マニュアル等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要である。

## 第4 各対策項目の考え方及び取組

### 1 実施体制

#### (1) 準備期

##### ア 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、**全庁一体となった取組を推進**することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部局の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議等の開催等を通じて関係部局間の連携を強化する。

##### イ 所要の対応

#### 1-1 実践的な訓練の実施

市、指定（地方）公共機関及び医療機関は、**市**行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた対策本部運営訓練や病院実動訓練等の実践的な訓練を実施する。（**保健所**、その他関係部局）【第12条】

#### 1-2 市の行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、**国及び県**の支援の下、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。（**保健所**、その他関係部局）【第7条、8条、9条】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、**国及び県**の支援の下、業務継続計画を作成・変更する。**市**の業務継続計画については、**県**の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。（全部局）【第9条】
- ③ **市**は、特措法の定めのほか、**市**対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。（**保健所**）【第37条で準用する第26条】

- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。(保健所、市長公室)【第12条】

参考：感染症対策研修

研修名	対象者	実施主体	開催頻度
感染症予防計画に基づく感染症対策研修	全市職員	市	年1回
感染症対応研修	保健師・IHEAT要員、 保健所・健康部の 一般事務職員等	市	年1回
感染症対策研修会（施設管理者向け）	高齢者施設管理者等	市	年1回

- ⑤ 市は、感染状況により短期間で準備が必要な場合や、感染拡大により一時的に業務量が過多となる場合を想定し、迅速かつ柔軟な応援体制を整備する。(保健所、総務部、その他関係部局)
- ⑥ 県、市、指定（地方）公共機関、医療機関等は、国及びJIHSの支援の下、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。市は、国やJIHS、県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる市保健所及び市衛生試験所の人材の確保や育成に努める。(保健所、総務部、その他関係部局)
- ⑦ 市は、国及び県の支援の下、新型インフルエンザ等対策に必要な施設・設備の整備等を行う。(保健所、その他関係部局)【第10条】

1-3 関係機関との連携強化

- ① 県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び情報伝達訓練等を実施する。(保健所、その他関係部局)【第12条】
- ② 県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体等の関係機関と平時からの情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(保健所、その他関係部局)【第3条】

- ③ 市は、感染症法に基づき、**県が開催する**管内の保健所設置市等により構成される連携協議会を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえた**市**予防計画を策定・変更する。なお、**市**予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づき**市**が作成する行動計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。**(保健所)**【感染症法第10条第17項】
- ④ 市は、「(3) 対応期」の3-1-3に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、**県及び他市町村**と事前に調整し、着実な準備を進める。**(保健所、総務部)**【第26条の2～4】
- ⑤ 市は、**市衛生試験所等**や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する**関係機関間の連携**を平時から強化するよう努める。**(保健所)**

## (2) 初動期

### ア 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合には、**市**の危機管理として事態を的確に把握するとともに、**市民**の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて本部会議**等**を開催し、**市**及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### イ 所要の対応

#### 2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、関係部局間で情報共有を行うとともに、必要に応じて、国及び**県**に情報提供する。**(保健所、その他関係部局)**

- ② 市は、発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、**船橋市健康危機管理基本指針**に基づき、速やかに健康危機レベルを判断し、初動対応を行う。**(保健所、その他関係部局)**【感染症法第15条】

## 2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 特措法に基づき、政府対策本部が設置されたときは、市は、**特措法に基づかない任意の市**対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。**(全部局)**【第34条】
- ② 市は、必要に応じて、「(1) 準備期」1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。**そのなかで、保健所の業務量が増大する対応期を見越して、迅速かつ円滑な応援が可能となるよう、応援職員の確保について準備するとともに、保健所と本庁各部局をつなぎ情報連携等を担う職員の配置に向けて準備を進める。****(総務部、保健所、その他関係部局)**【第35条及び36条】
- ③ 発生した新型インフルエンザ等のり患した場合の症状の程度が、季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と国が判断した場合には、市は、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。**(保健所、その他関係部局)**【第15条】

## 2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、**機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。****(保健所、企画財政部、その他関係部局)**【第70条の2】

## (3) 対応期

### ア 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況

が収束するまでその間の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

## イ 所要の対応

### 3-1 基本となる実施体制の在り方

特措法に基づかない任意の市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

#### 3-1-1 対策の実施体制

- ① 市は、地域の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。(保健所)
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(全部局)

#### 3-1-2 県による総合調整

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整に関し、必要に応じ県に対して意見を申し出る。(保健所)【第24条第2項】
- ② 市は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他の措置に関し必要な総合調整を行うことを県に要請する。また、県から市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示があった場合には、必要な対応を行う。(保健

所)【感染症法第63条の3、63条の4】

### 3-1-3 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、**県を経由して**、国に対し職員の派遣を要請する。(保健所、総務部)【第26条の6】
- ② 市は、**新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは**、県に対し、**特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する**。(保健所、総務部)【第26条の2】
- ③ 市は、**市内で**特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して**応援を求める**。(保健所、総務部)【第26条の3、4】

### 3-1-4 必要な財政上の措置

市は、**国及び県**からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて**地方債を発行して財源を確保し**、必要な対策を実施する。(保健所、企画財政部、その他関係部局)【第70条の2】

## 3-2 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について

これらの措置の実施に係る考え方等については、「6 まん延防止」の記載を参照する。

### 3-2-1 緊急事態宣言

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに**特措法に基づく**市対策本部を設置する。市は、**その**区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(全部局)【第34条、36条】

## 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、**特措法第32条第5項に規定される公示が**されたときは、遅滞なく**特措法に基づく**市対策本部を廃止する。(全部局)【第32条第5項により

準用される第37条】

## 2 情報収集・分析

### (1) 準備期

#### ア 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、**市内外**の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた**県内**の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、**市民生活及び市民経済**に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

なお、感染症サーベイランス等については、「3 サーベイランス」で具体的に記載する。

#### イ 所要の対応

##### 1-1 実施体制

- ① **市は、国及び県から共有された情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、関係機関に速やかに共有するよう努める。（保健所、その他関係部局）【第8条】**

- ② 市は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。(保健所)【感染症法第3条】
- ③ 市は、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。(保健所、経済部、その他関係部局)【感染症法第3条】

## 1-2 人員の確保

市は、市衛生試験所の人員の配置に当たっては、検査を実施する技術職員のみならず、技術職員をサポートする補助職員、情報収集・解析を行う職員等を含め検討する。(保健所、総務部)

## 1-3 訓練

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、定期的に情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。(保健所)【第12条】

## 1-4 情報漏えい等への対策

市は、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)の機微情報の漏えい等への対策のため、対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。(保健所、その他関係部局)

## (2) 初動期

### ア 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

## イ 所要の対応

### 2-1 実施体制

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。(保健所)

### 2-2 リスク評価

#### 2-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 市は、対応期を見越して、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、市内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、国・県及びJIHSから共有された情報も踏まえて、包括的なリスク評価を行うために必要な準備を行う。(保健所)
- ② 市は、国及びJIHSが行うリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、必要に応じて県と連携し、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。(保健所、総務部)【第36条】
- ③ 市は、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が市民生活及び市民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。(保健所、経済部、その他関係部局)

#### 2-2-2 リスク評価体制の強化

- ① 市は、国及び県と連携し、継続的にリスク評価を実施する。(保健所)
- ② 有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。(保健所)

#### 2-2-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、国及び県と連携し、リスク評価に基づいて、感染症対策を迅速に判断し、実施する。(保健所)

### 2-3 情報収集・分析から得られた情報の公表

市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。

市は、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。(保健所、その他関係部局)

### 2-4 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、新たな感染症が発生した場合は、情報収集・分析から得られた情報や対策について、県から得た情報等とともに、市民等に迅速に提供・共有する。(保健所、その他関係部局)【第13条、感染症法第16条】

## (3) 対応期

### ア 目的

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と市民生活及び市民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の要請について、判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

## イ 所要の対応

### 3-1 実施体制

市は、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。(保健所、その他関係部局)

## 3-2 リスク評価

### 3-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 市は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、国やJIHS、県や他市町村等から共有された情報や、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。

この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。（保健所、その他関係部局）

- ② 市は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。（保健所、経済部、その他関係部局）

### 3-2-2 リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- ① 市は、国及び県と連携して継続的にリスク評価を実施し、有事の際に備えて、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、継続的に情報収集・分析を行う。（保健所）【感染症法第12条～第15条の3】
- ② 市は、市内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を県に要請する場合に備え、市民生活及び市民経済に関する分析を強化し、感染症危機が市民生活及び市民経済等に及ぼす影響を把握する。（保健所、経済部、その他関係部局）【第36条の7】
- ③ 市は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の調査項目や対象を見直す。（保健所）
- ④ 市は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について県から提供を受けるとともに、市民等に分かりやすく情報を提供・共有する。（保健所、その他関係部局）【第13条】

### 3-2-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、国及び県と連携し、リスク評価に基づいて、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。(保健所、その他関係部局)

### 3-3 情報収集・分析から得られた情報や対策の公表

市は、情報収集・分析から得られた情報や対策について、県に共有するとともに、市民等に迅速に提供・共有する。(保健所、その他関係部局)【第13条】

## 3 サーベイランス

### (1) 準備期

#### ア 目的

感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、平時から国が整備する感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等の情報を系統的かつ継続的に収集、分析、情報還元を行う。これらの情報を踏まえ、リスク評価並びに発生予防及びまん延防止のための感染症対策につなげる。

#### イ 所要の対応

##### 1-1 実施体制

- ① 市は、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行う。(保健所)
- ② 市は、国・県及びJIHSの指導や支援等を受けながら、平時から感染症サーベイランスに係る人材育成に努める。(保健所)

## 1-2 平時に行う感染症サーベイランス

- ① 市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から県内の流行状況を把握する。また、季節性インフルエンザの流行シーズン中は学校等欠席者によるサーベイランスも実施する。(保健所)【感染症法第14条】
- ② 市は、JIHS等と連携し、指定届出機関から急性呼吸器感染症患者の検体入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。(保健所)【感染症法第14条】
- ③ 市は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHSその他の関係機関と連携し、家きんや家畜及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について市保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。(保健所、環境部、経済部)【感染症法第15条】
- ④ 市は、国・県及びJIHS等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用する等、新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を行う。(保健所)【第12条】

## 1-3 分析結果の共有

市は、国・県及びJIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果に基づく正確な情報を市民等に分かりやすく提供・共有する。(保健所)【第12条】

## (2) 初動期

### ア 目的

市内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を、**県と連携して**迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集等を迅速に行う必要がある。

初動期では、**国及び県と連携して**、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、感染症対策につなげる。

### イ 所要の対応

#### 2-1 実施体制

**市**は、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、準備期に引き続き、実施体制の整備を進める。（**保健所**）【感染症法第3条】

#### 2-2 リスク評価

##### 2-2-1 有事の感染症サーベイランスの開始

**市**は、**国・県**、JIHS及び関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、**国からの通知等に基づき、患者や疑似症患者の全数把握を行う等**、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。

新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を衛生研究所等において、亜型等の同定を行う。（**保健所**）

##### 2-2-2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

**市**は、**国・県**及びJIHSと連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。（**保健所**）

## 2-3 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

市は、県内の感染症の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報について、市民等へ迅速に提供・共有する。（保健所）【感染症法第16条】

### （3）対応期

#### ア 目的

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等に関する情報の収集等を行い、感染症対策につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

#### イ 所要の対応

##### 3-1 実施体制

市は、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。（保健所）

##### 3-2 リスク評価

###### 3-2-1 有事の感染症サーベイランスの実施

市は、国が流行状況に応じたサーベイランスを実施するに当たり必要な対応を行う。また、国及び県が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。（保健所）

###### 3-2-2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、国・県及びJIHSと連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切

り替える。(保健所、その他関係部局)【感染症法第15条】

### 3-3 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

市は、県内の新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報について、市民等へ迅速に提供・共有する。

特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて市民等に分かりやすく情報を提供・共有する。(保健所、その他関係部局)【感染症法第16条】

## 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### (1) 準備期

#### ア 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

## イ 所要の対応

### 1-1 平時における市民等への情報提供・共有

以下の取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

#### 1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から国及び県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、保健所や福祉部局、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。（保健所、福祉サービス部、高齢者福祉部、地域子育て部、学校教育部、その他関係部局）【第13条】

#### 1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。（保健所、市長公室、学校教育部、その他関係部局）【第13条】

#### 1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技

術の進展・普及状況等も踏まえつつ、**市民等**のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。**(保健所、市長公室、その他関係部局)**【第13条】

## 1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

**市**は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

### 1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① **市**は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて**市民等**へ情報提供・共有する内容について整理する。また、**市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。****(保健所、市長公室、福祉サービス部、高齢者福祉部、学校教育部、その他関係部局)**【第13条】
- ② **市**として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。**(保健所、市長公室、その他関係部局)**【第13条】
- ③ **市**は、新型インフルエンザ等の発生時に、業界団体等を**経由しまたは直接、市民や事業者等に対して、**情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。**(保健所、その他関係部局)**【第13条】

### 1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① **市**は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。**(保健所、市長公室、その他関係部局)**【第13条】
- ② **市**は、新型インフルエンザ等の発生時に、**市民等からの相談に応じるため、コールセンター等の設置を準備するよう努める。****(保健所、その他関係部局)**【第13条】

- ③ 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、各種広聴事業等を始め、リスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。(市長公室、その他関係部局)【第13条】

## (2) 初動期

### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、市は、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### イ 所要の対応

市は、国及び県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、市内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、第2の2(8)の内容を踏まえた上で、以下のとおり情報提供・共有する。

#### 2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に

情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(保健所、市長公室、福祉サービス部、高齢者福祉部、地域子育て部、学校教育部、その他関係部局)【第13条】

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、政府関係省庁、県、市、指定（地方）公共機関の情報等について、市ホームページ上に、必要に応じて集約の上、総覧できるウェブページを作成する。(保健所、市長公室、その他関係部局)【第13条】
- ③ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を経由しまたは直接、市民や事業者等に対して情報提供・共有を行う。(保健所、その他関係部局)【第13条】
- ④ 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等の公表に当たっては、国の定める公表基準等に則り、適切に対応する。(保健所)【第13条】

## 2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、各種広聴事業等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(保健所、市長公室、その他関係部局)【第13条】

- ② 市は、準備が整い次第、コールセンター等を設置し、周知を図る。(保健所、その他関係部局)【第13条】

### 2-3 偏見・差別等への対応

市は、市民等に対し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、周知する。(保健所、市長公室、その他関係部局)【第13条】

## (3) 対応期

### ア 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

## イ 所要の対応

市は、国及び県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、市内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、市民等に対し、第2の2（8）の内容を踏まえた上で、以下のとおり情報提供・共有を行う。

### 3-1 基本の方針

#### 3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（保健所、市長公室、福祉サービス部、高齢者福祉部、地域子育て部、学校教育部、その他関係部局）【第13条】

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、政府関係省庁、県、指定（地方）公共機関の情報等について、市ホームページ上に必要に応じて集約の上、総覧できるウェブページを運営する。（保健所、市長公室）【第13条】

- ③ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を経由しまたは直接、市民や事業者等に対して情報提供・共有を行う。（保健所、その他関係部局）【第13条】

- ④ 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等の公表に当たっては、国の定める公表基準等に則り、適切に対応する。

(保健所)【第13条】

### 3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、各種広聴事業等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(保健所、市長公室、その他関係部局)【第13条】

- ② 市は、コールセンター等を継続する。(保健所、その他関係部局)【第13条】

### 3-1-3 偏見・差別等への対応

市は、市民等に対し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、周知する。(保健所、市長公室、その他関係部局)【第13条】

## 3-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

### 3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

国内（県内）での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等

の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、**市民**等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、**市**は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、**個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること**、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、**市**は、県と連携して、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

**（保健所、その他関係部局）【第13条】**

### 3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

#### 3-2-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、**市民**等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。**（保健所、その他関係部局）**

**【第13条】**

#### 3-2-2-2 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や**市民**等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。**（保健所、福祉サービス部、高齢者福**

祉部、地域子育て部、学校教育部)【第13条】

### 3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。(保健所、市長公室、健康部、その他関係部局)【第13条】

## 5 水際対策

### (1) 準備期

#### ア 目的

平時から、国が行う水際対策に係る体制整備や研修及び訓練に積極的に協力等することにより、国との連携を強化する。

#### イ 所要の対応

##### 1-1 国と連携した訓練の実施

県は、有事に備えた情報伝達訓練等の実施を通じて、国との連携を強化する。【第3条第6項】

##### 1-2 検疫所との連携体制の構築

① 市は、国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入しないよう、検疫所と日ごろから緊密な情報交換を行うとともに、連携協議会等を活用して連携体制を構築する。(保健所)

- ② 市は、検疫所が行う隔離又は停留等に必要な療養施設等の確保に当たって、検疫所と緊密な連携を図る。(保健所)
- ③ 県は、検疫所長が医療機関に迅速かつ適確に入院を委託することができる体制を整備するため、管内医療機関の管理者と協定を締結する際に意見を求められた場合には、必要な協力を行う。市は必要に応じこれに協力する。(保健所)
- ④ 市は、県及び市による入院調整及び検疫所が行う隔離や停留による入院調整のそれぞれが円滑に行えるよう検疫所との連携体制を構築する。(保健所)

### 1-3 水際対策関係者との連携体制の構築

市は、水際・防災対策連絡会議等を通じて、平時から水際対策関係者との連携体制を確認する。(保健所)

## (2) 初動期

### ア 目的

準備期から引き続き、国との連携を強化するとともに、国が講ずる水際対策に協力することにより、国内（県内）への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内（県内）の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

### イ 所要の対応

#### 2-1 検疫措置の強化

市は、検疫措置の強化に伴い、県とともに検疫所との連携を強化し、国が検査体制を速やかに整備できるよう協力する。(保健所)【第3条第6項、検疫法第23条の6】

#### 2-2 国・県との連携

市は、国や県と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。なお、市中感染の増加等により県等の業務がひっ迫する恐れがある場合には、感染症法に基づき、国に対し健康監視業務の代行を要請する。(保健所)【第4条】

## 2-3 検疫所との連携

市は、健康監視の対象者以外の帰国者等の情報について、感染症対策を実施する上で必要と判断される場合には、検疫所に対し情報提供を依頼する。(保健所)

### (3) 対応期

#### ア 目的

初動期の対応を継続することで、新たな病原体(変異株を含む。)の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。

#### イ 所要の対応

市は、初動期の対応を継続するとともに、国が公表する水際対策の変更の方針に則って適時適切に対応を行う。(保健所)【第3条第6項】

## 6 まん延防止

### (1) 準備期

#### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、県と連携して、市民や事業者の理解促進に取り組む。

#### イ 所要の対応

##### 1-1 対策の実施に係る参考指標等の検討

市は、県が有事に行う、まん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とすべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、有事にも円

滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデータ等を用いる。(保健所)

## 1-2 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。(保健所)【第13条】
- ② 市は、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者と共に、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(保健所、その他関係部局)【第13条】
- ③ 市は、県が行う、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。(保健所、その他関係部局)【第13条】
- ④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定(地方)公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。市は、その運行に当たっての留意点等について、国の調査研究の結果等を踏まえ、県が行う指定(地方)公共機関への周知に、必要に応じて協力する。(道路部)【第3条第5項】

## (2) 初動期

### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、**県が行う**、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードや**ピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに**、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、**確保された医療提供体制で対応可能となるようにする**。このため、**市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う**。

### イ 所要の対応

- ① **市は、県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進めるとともに、実際に患者が発生した場合には、これに基づき対応を行う**。また、**市は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国と相互に連携し、これを有効に活用する。（保健所、健康部）【第3条第6項、検疫法第26条の3】**
- ② **市は、市内におけるまん延に備え、市行動計画又は業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（保健所、その他関係部局）**
- ③ **県等は、必要に応じて、大規模集客施設との連携体制を構築し、まん延の防止やまん延時に迅速な情報共有が図れるよう準備を行う。（保健所、その他関係部局）**

## (3) 対応期

### ア 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、**市民の生命及び健康を保護する**。その際、**市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する**。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、**市民生活**や**社会経済活動**への影響の軽減を図る。

## イ 所要の対応

### 3-1 まん延防止対策の内容

国及びJIHSによる情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び**市民の免疫の獲得の状況**等に応じた適切なまん延防止対策を**県が講じるにあたり、必要な協力を行う**。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、**市民生活**や**社会経済活動**への影響も十分考慮する。

#### 3-1-1 患者や濃厚接触者への対応

**市**は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせ実施する。（**保健所、健康部**）【感染症法第19条、第20条、第44条の3】

#### 3-1-2 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

##### 3-1-2-1 外出等に係る要請等

**市**は、**県**が地域の実情に応じて**行う**、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請に**必要な協力を行う**。【第45条】

また、**市**は、まん延防止等重点措置として、**県が行う**、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等

の要請に必要な協力を行う。(保健所、その他関係部局)【第31条の8、第45条】

### 3-1-2-2 基本的な感染対策に係る要請等

市は、県と連携し、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。(保健所、その他関係部局)

### 3-1-3 事業者や学校等に対する要請

#### 3-1-3-1 営業時間の変更や休業要請等

市は、県が必要に応じて行うまん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請に必要な協力を行う。【第31条の8】

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下、「施設管理者等」という。)に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請に必要な協力を行う。(保健所、学校教育部、生涯学習部、その他関係部局)【第45条】

#### 3-1-3-2 まん延の防止のための措置の要請

市は、上記3-1-3-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、県が必要に応じて行う、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることの要請に必要な協力を行う。(保健所、その他関係部局)【第31条の8、第45条】

#### 3-1-3-3 3-1-3-1及び3-1-3-2の要請に係る措置を講ずる命令等

県は、上記3-1-3-1又は3-1-3-2のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる。市は、これに必要な協力を行う。(保健所、その他関係部局)【第31条の8、第45条】

#### 3-1-3-4 施設名の公表

県は、上記3-1-3-1から3-1-3-3までのまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、国が提供・共有する情報等を踏まえつつ、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。市は、これに必要な協力を行う。(保健所、その他関係部局)【第31条の8、第45条】

#### 3-1-3-5 その他の事業者に対する要請

- ① 市は、県と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。(保健所、その他関係部局)【第45条】
- ② 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。市は、これに必要な協力を行う。(保健所、その他関係部局)【第45条】
- ③ 市は、県と連携し、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。(保健所、その他関係部局)【第45条】
- ④ 市は、国からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。(保健所、福祉サービス部、高齢者福祉部、その他関係部局)

#### 3-1-3-6 学級閉鎖・休校等の要請

市は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、市立小・中・高等学校及び特別支援学校においては、必要に応じて、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基

づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。さらに、私立学校の設置者に対しても、必要に応じた臨時休業の措置について要請する。（地域子育て部、学校教育部、その他関係部局）【第45条】

### 3-1-4 公共交通機関に対する要請

#### 3-1-4-1 基本的な感染対策に係る要請等

市は、県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。（道路部）

#### 3-1-4-2 減便等の要請

県は、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等を要請する。市は、これに必要な協力を行う。（道路部）

### 3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

#### 3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、市は、必要に応じて、県に対し、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含め、上記3-1に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずることを要請する（まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の考え方については、3-3に記載）。（保健所、その他関係部局）【第31条の8、第45条】

#### 3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏

またリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及びJIHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。（保健所、その他関係部局）

### 3-2-2-1 病原性及び感染性がいずれも高い場合

市は、り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記3-2-1と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずるよう、必要に応じて、県に要請する。（保健所、その他関係部局）

### 3-2-2-2 病原性が高く、感染性が低い場合

市は、り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。【感染症法第4章、第5章等】

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討するよう、必要に応じて、県に要請する。（保健所）【第45条】

### 3-2-2-3 病原性が低く、感染性が高い場合

市は、り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記3-1に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、県の予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応するよう、必要に応じて、県に要請する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、当該状況の発生を公表し、県民等に対して更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、国に対して更なる支援を要請するよう、必要に応じて、県に要請する。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、市は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するよう、必要に応じて、県に要請する。(保健所、健康部)【第31条の8, 第45条】

#### 3-2-2-4 こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、市は、上記3-1-3-6の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

さらに、市が管理する、多数の者が居住する施設等は、感染対策を強化する。(保健所、福祉サービス部、高齢者福祉部、地域子育て部、学校教育部、その他関係部局)【第45条】

#### 3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記3-1に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討するよう、必要に応じて、県に要請する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記3-2-2に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。(保健所)【感染症法第4章、第5

章等】

### 3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。(保健所、その他関係部局)

### 3-3 まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等

市は、上記3-2の考え方に基づき対応するに当たり、以下の①、②のとおり県が行うまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討について、必要な協力を行う。なお、これらの措置の実施については、「1 実施体制」3-2の記載も参照する。

- ① 県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する。
- ② ただし、上記3-2のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、これらの措置の必要性や内容を判断する。

#### (ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを県民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請することも含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

#### (イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、国から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、県民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。

## (ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

上記(イ)と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。

## 7 ワクチン

### (1) 準備期

#### ア 目的

市は、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を行う。

#### イ 所要の対応

##### 1-1 ワクチンの供給体制

県は、市町村、医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下(ア)から(ウ)までの体制を構築するよう努める。

(ア) 卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制

(イ) ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

(ウ) 市町村との連携の方法及び役割分担

##### 1-2 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

###### 1-2-1 登録事業者の登録に係る周知

市は、特定接種について、国が事業者に対して登録作業に係る周知を行うに当たり、必要な協力をする。(保健所、経済部、その他関係部局)【第28条第4項】

## 1-2-2 登録事業者の登録

市は、国が登録事業者の登録を行うに当たり、必要な協力をする。(保健所、経済部、その他関係部局)【第28条第4項】

## 1-3 接種体制の構築

### 1-3-1 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(健康部)【第12条】

### 1-3-2 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。(保健所、総務部、その他関係部局)【第28条第1項第2号】

### 1-3-3 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア)市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(健康部)

(イ)市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市民が他の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。(健康部)

(ウ)市は、速やかに接種できるよう、国の技術的な支援の下、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康部、その他関係部局)

## 1-4 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。(健康部、その他関係部局)

### 【第13条】

## (2) 初動期

### ア 目的

市は、準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び県と連携しながら、速やかな予防接種へとつなげる。

### イ 所要の対応

#### 2-1 接種体制

##### 2-1-1 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(健康部、その他関係部局)

##### 2-1-2 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。市は、必要に応じこれに協力する。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討するよう、県に要請する。(健康部)【第31条第3項、第4項、第6項、第31条の2、3】

## (3) 対応期

### ア 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の

見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

## イ 所要の対応

### 3-1 ワクチン等の流通体制の**確認**

市は、**県が構築するワクチンの流通体制を確認する。**(健康部)

### 3-2 接種体制

市は、**初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。**(健康部)【第27条の2、予防接種法第6条第3項】

#### 3-2-1 **地方公務員に対する特定接種の実施**

市は、**国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。**(保健所、総務部、その他関係部局)【第28条第1項第2号、同条7項、予防接種法第6条】

#### 3-2-2 住民接種

##### 3-2-2-1 予防接種の準備

市は、**国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。**(健康部)【第27条の2、予防接種法第6条第3項】

##### 3-2-2-2 予防接種体制の構築

市は、**準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めるよう努める。**(健康部)

##### 3-2-2-3 接種に関する情報提供・共有

市は、**予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行うよう努める。**(健康部)【第13条】

##### 3-2-2-4 接種体制の拡充

市は、**感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部**

局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(福祉サービス部、高齢者福祉部、健康部)

### 3-2-2-5 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康部)

### 3-3 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。(健康部)【第13条】

## 8 医療

### (1) 準備期

#### ア 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において県の予防計画及び医療計画に基づき、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保のため、県等と医療機関等との間で医療措置協定等を締結する。

また、市は、平時から県が行う医療機関等を中心とした関係者を交えた病院実動訓練や健康危機対策研修、連携協議会等への参加や各種会議の開催、医療機関等との合同訓練の実施を通じて、有事の際の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

県の体制整備が整う前に早期に感染拡大が生じた場合には、県や関係団体と協議し、必要な施策を講じられるよう平時から共通認識を図っておく。

## イ 所要の対応

### 1-1 基本的な医療提供体制

- ① 市は県と連携し、有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、市民等に対して必要な医療を提供出来る環境を整える。(保健所)【感染症法第3条】
- ② 市は県と協力し、有事において国が示す、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供するための、症状や重症化リスク等に応じた、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等に係る振り分け基準を踏まえ、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。(保健所)
- ③ 市は県と協力し、上記の有事の医療提供体制を平時から準備することで、感染症危機において感染症医療及び通常医療を適切に提供できる環境を整える。(保健所)
- ④ 市は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、体制整備を行う。(保健所、その他関係部局)【感染症法第19条～第21条】

#### 1-1-1 相談センター

市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。(保健所)

### 1-1-2 感染症指定医療機関

新たな感染症が発生した場合、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。【感染症法第38条】

### 1-1-3 病床確保を行う協定締結医療機関（第一種協定指定医療機関）

病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下「8 医療」において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下、「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が中心に対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。【感染症法第6条第16項】

### 1-1-4 発熱外来を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設け、発熱患者の診療を行う。新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が中心に対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。【感染症法第6条第17項】

### 1-1-5 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。【感染症法第6条第17項】

#### 1-1-6 後方支援を行う協定締結医療機関

後方支援を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフルエンザ等から回復後の患者の受入れを行う。

#### 1-1-7 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関

医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。

### 1-2 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。市は、これに必要な協力をを行う。(保健所)【感染症法第10条第14項～第18項】
- ② 県等は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に周知を行う。なお、市として宿泊療養施設を確保する場合には、関係団体と協議を行い、必要に応じて、重症化リスクが高い家族がいる際の隔離型の宿泊施設とするか、医療機関との提携型の宿泊施設とするか検討を行う。(保健所)【感染症法第36条の6】

### 1-3 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

市は、県が実施する、医療機関、医療人材(災害・感染症医療業務従事者(DMAT、DPAT先遣隊及び災害支援ナース)を含む。)、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練へ参加する。(保健所、その他関係部局)

### 1-4 新型インフルエンザ等の発生時のためのDXの推進

市は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)等の運用について、国が行う研修や訓練等に参加し、定期的な確認を行う。(保健所)【第12条】

## 1-5 医療機関の設備整備・強化等

- ① 県は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行う。市は、これに必要な協力を行う。(保健所)
- ② 医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。

## 1-6 臨時の医療施設等の取扱いの整理

市は、国による整理も踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法について感染拡大時に迅速に県が設置できるよう平時より県と協議を行う。(保健所)【第31条の4】

## 1-7 連携協議会の活用

市は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、連携協議会等に参加し、県や医療機関、保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、県の予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について、県と連携して整理を行い、随時更新を行う。

また、県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。市は、これに必要な協力を行う。

さらに、県等は、平時から連携協議会等を通じて、新興感染症の発生・まん延に備えた医療提供体制を協議するとともに、それぞれが実施する施策について相互に必要な協力を行う。(保健所、福祉サービス部、高齢者福祉部、その他関係部局)【感染症法第10条の2】

## 1-8 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

- ① 県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。市は、これに必要な協力を行う。(保健所)
- ② 市は、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について県、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。(保健所、消防局)
- ③ 県は、平時であっても感染症対策に当たり必要がある場合に保健所設置市、市町村、医療機関や感染症試験研究等機関といった民間機関を対象に総合調整を行う。新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における総合調整・指示の発動場面・要件等については、平時から関係者に共有する。なお、必要がある場合に限り、市は、県に対して総合調整を要請することができる。(保健所)

## 1-9 緊急時における対応

市は、県の体制整備が整う前に、管内において早期に感染拡大が生じた場合に備え、県や関係団体と協議し必要な施策を講じられるよう共通認識を図っておく。

また、医療体制の整備にあたっては、病床等を確保する医療機関への財政措置が欠かせないことから、具体的な支援策について必要に応じて国や県に働きかけていく。(保健所)

## (2) 初動期

### ア 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、県と協力して適切な医療提供体制を確保する。

市は、国や県から提供・共有された感染症に係る情報を基に、県や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、市は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療

機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

## イ 所要の対応

### 2-1 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

市は、国・県及びJIHSから提供された情報を医療機関や消防機関、高齢者施設等に周知する。(保健所、その他関係部局)

### 2-2 医療提供体制の確保等

- ① 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、市は県と協力し、感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう努める。(保健所)【感染症法第38条】
- ② 市は、県と協力し、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、医療機関や消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。(保健所)【感染症法第19条～第21条】
- ③ 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム(G-MIS)の入力を行う。【第38条】
- ④ 市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに市保健所に連絡するよう要請する。(保健所)【感染症法第15条第1項】
- ⑤ 市は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。(保健所)【第13条】

- ⑥ 県等は、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、**県**の予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備するよう努める。**(保健所)**【感染症法第36条の6】
- ⑦ **市**は、対応期において流行初期の協定締結医療機関による医療提供体制を遅滞なく確保するための準備を行う**ことについて、必要に応じ県に協力する。****(保健所)**【感染症法第36条の9】

### 2-3 相談センターの整備

- ① **市**は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、**市民**等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。**(保健所、健康部)**【第13条】
- ② **市**は、感染症指定医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるよう要請する。**(保健所)**【第13条】

### 2-4 緊急時における対応

**市は、県の体制整備が整う前に、管内において感染拡大が生じた場合に備え、準備期に続き、県や関係団体と協議し必要な施策を講じる。****(保健所)**

## (3) 対応期

### ア 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、**市民**の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、**市民**が安心して生活を送ることができるよう、**県と協力して**適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

**市**は、**国及び県**から提供された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、**県や**医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

また、一部の医療機関がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも柔軟かつ機動的に対応する。

## イ 所要の対応

### 3-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ① 市は、国・県及びJIHSから提供された情報等を医療機関や消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、**県と協力して**段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。市は、入院調整が円滑に行われるよう、**県に対し、必要に応じて総合調整権限の行使を要請**する。(保健所、健康部、その他関係部局)  
【感染症法第63条の3】
- ② 市は、準備期において連携協議会等で整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、**県と協力して**、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に、**県と締結した協定に基づき必要な医療を提供するよう要請**する。(保健所)【感染症法第38条】
- ③ 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。【感染症法第6条第16項、17項及び感染症法第38条】
- ④ 市は、**県と連携して**感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。(保健所)
- ⑤ 市は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム(G-MIS)に確実に入力するよう**県と協力して**要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。(保健所)【感染症法第19条～第21条】

- ⑥ 医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。
- ⑦ 医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて県へ報告を行う。市は、国及び県等と連携し、医療機関の求めに応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築する。（保健所）
- ⑧ 市は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。（保健所、消防局）
- ⑨ 市は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。（保健所）
- ⑩ 市は、県と協力し、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。（保健所）
- ⑪ 市は、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民等に周知する。（保健所、健康部）
- ⑫ 市は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。（保健所）

## 3-2 時期に応じた医療提供体制の構築

### 3-2-1 流行初期

#### 3-2-1-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 市は、県と協力し、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保する。  
(保健所、健康部)【第31条】
- ② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。流行初期医療確保措置協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保又は発熱外来を行う。【感染症法第36条の9，感染症法第38条】
- ③ 市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに市保健所に届け出るよう要請する。(保健所)
- ④ 医療機関は、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに市保健所に届出を行う。  
【感染症法第12条第1項】
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。また、入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限を行使することを県に要請する。  
(保健所、その他関係部局)【感染症法第19条～第21条、感染症法第63条の3】
- ⑥ 市は、県と連携して、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、3-4②の臨時の医療施設を設置する場合を想定し、必要に応じて迅速に設置することができるよう、準備期に整理した臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を確認し、所要の準備を行

う。(保健所、健康部)【第31条の4、第31条の5】

### 3-2-1-2 相談センターの強化

市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。(保健所)【第13条】

### 3-2-2 流行初期以降

#### 3-2-2-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 市は、県と協力し、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。その際、病床確保について、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等が中心となった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協定締結医療機関を拡大していく等、地域の実情に応じて段階的に医療提供体制を拡充する。(保健所、健康部)【感染症法第6条第16項及び第17項、第44条の3の2】
- ② 協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。【感染症法第6条第16項、第17項】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。また、入院調整が円滑に行われるよう、県に対し、必要に応じて総合調整権限の行使を要請する。(保健所、その他関係部局)【感染症法第19条～21条、感染症法第63条の3】
- ④ 市は、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状

が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。その際、国の作成する重症化する可能性が高い患者を判断するための指標を参照する。(保健所、健康部、その他関係部局)

- ⑤ 市は、県が、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請することに、必要に応じて協力する。(保健所)
- ⑥ 市は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。(保健所、健康部)

### 3-2-2-2 相談センターの強化

上記3-2-1-2の取組を継続して行う。(保健所)

### 3-2-2-3 病原体の性状等に応じた対応

- ① 県は、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保するよう努める。市は、これに必要な協力を行う。(保健所)
- ② 県は、病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において重症者用の病床の確保を多く行うよう努める。一方、感染性が高い場合は、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充するよう努める。市は、これに必要な協力を行う。(保健所)

### 3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ① 県は、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応するよう努める。また、変異株の出現等により、感染が再拡大した場合は、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応するよう努める。市は、これに必要な協力を行う。(保健所)【感染症法

第6条第16項及び第17項】

- ② 市は、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するとともに、市民等への周知を行う。(保健所)

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、市は県と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。(保健所)

3-3 予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針

新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が、準備期に整備した医療提供体制の事前の想定とは大きく異なる場合は、市は、国の示す方針に則って対応する。(保健所)

3-4 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針

市は、上記3-1及び3-2の取組では対応が困難となるおそれがあると考えられる場合は、必要に応じて、県と連携し、以下①から③までの取組を行う。

- ① 県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、他の医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。市は、必要に応じて、総合調整権限を行使することを県に要請する。(保健所、その他関係部局)
- ② 県は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)の情報を参考に、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、

臨時の医療施設を設置して医療の提供を行う。市は、これに必要な協力を  
を行う。(保健所、健康部)

- ③ 市は、上記の①及び②の対応を行うとともに、市民の生命及び健康に  
重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下（ア）から（ウ）までの  
対応を行うことを検討する。(保健所)

(ア) 「6 まん延防止」の3-1-2及び3-1-3の措置を講ずること。

(イ) 適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度や  
緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと。

(ウ) 対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施  
の要請等を行うこと。

### 3-5 緊急時における対応

市は、県の体制整備が整う前に、管内において感染拡大が生じた場  
合、県や関係団体と協議し必要な施策を講じる。(保健所)

## 9 治療薬・治療法

### (1) 準備期

#### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最  
小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。国が確保した治療  
薬や確立した治療法を速やかに市全域に普及させることが重要であり、県と  
協力して、平時からそのための体制作りを行う。

また、国が推進する、大学等の研究機関や製薬関係企業等における研究開  
発の動向を注視し、対策のために必要な情報収集を随時行っていく。

#### イ 所要の対応

##### 1-1 情報収集体制の整備

市は、有事における、国及びJIHSとの情報共有体制を構築する。(保健所)

## 【第3条第6項】

### 1-2 治療薬・治療法の研究開発の推進

#### 1-2-1 研究開発体制の構築

市は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(保健所)

#### 1-2-2 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

県等は、国が行う人材育成の際に連携する、大学等の研究機関を支援する。また、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。(保健所)

### 1-3 治療薬・治療法の活用に向けた整備

#### 1-3-1 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJIHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、県と連携して、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。(保健所)

#### 1-3-2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

市は、抗インフルエンザウイルス薬について、国及び県から示される諸外国における最新の備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全り患者の治療その他の医療対応に必要な量为目标として計画的かつ安定的に備蓄する。その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。(保健所)【第10条】

## (2) 初動期

### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、治療薬・治療法を速やかに市全域へ普及させることを目指した対応を行う。

### イ 所要の対応

#### 2-1 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

市は、準備期に構築した体制を活用して、国及びJIHSと双方向的な情報共有を行う。(保健所)【感染症法第12条の2第2項】

#### 2-2 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

##### 2-2-1 医療機関等への情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJIHSが示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等に情報提供・共有する。(保健所)

##### 2-2-2 治療薬の配分

市は、供給量に制限がある治療薬について、国が行う配分が必要な患者に対して適時かつ公平に行われるよう必要な協力を行う。(保健所)

##### 2-2-3 治療薬の流通管理及び適正使用

市は、国が医療機関や薬局に対して行う、治療薬の適正使用に係る要請や、過剰な量の買い込みをしないこと等の適正流通に係る指導について必要な協力を行う。(保健所)【感染症法第16条の2】

#### 2-3 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 市は、抗インフルエンザウイルス薬について、備蓄量の把握を行う。  
(保健所)【第10条】
- ② 市は、国が医療機関に対して行う、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に対する、抗インフルエンザウイルス薬の予防

投与の要請について必要な協力を行う。(保健所)【感染症法第16条の2】

③ 市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。(保健所、健康部)【感染症法第21条】

④ 市は、国内での感染拡大に備え、国が医療機関や薬局に対して行う、抗インフルエンザウイルス薬の適正使用に係る要請について必要な協力を行う。(保健所)【感染症法第16条の2】

### (3) 対応期

#### ア 目的

初動期の対応を継続することで、治療薬・治療法が必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

#### イ 所要の対応

##### 3-1 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

市は、初動期に引き続き、国及びJIHSと双方向的な情報共有を行う。(保健所)

##### 3-2 治療薬・治療法の活用

###### 3-2-1 医療機関等への情報提供・共有

市は、初動期に引き続き、国から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を医療機関等に情報提供・共有する。(保健所)

###### 3-2-2 治療薬の流通管理

① 県等は、初動期に引き続き、国が医療機関や薬局に対して行う、治療薬の適正使用に係る要請や、過剰な量の買い込みをしないこと等の適正

流通に係る指導に必要な協力を行う。(保健所)【感染症法第16条の2】

- ② 患者数が減少した段階においては、国が必要に応じ、製薬関係企業等に次の感染拡大に備えた増産の要請等を行うことから、市は、国及び県と連携し、必要に応じ、増産された治療薬を確保する。(保健所)
- ③ 市は、県と連携し、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、必要に応じて、準備期に国が整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。また、供給が安定した場合には一般流通による供給に移行する。(保健所)

### 3-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用(新型インフルエンザの場合)

- ① 市は、抗インフルエンザウイルス薬について必要な量が供給されているかを確認するとともに、県と連携し、必要に応じて、国に国備蓄分の配分を要請する。(保健所)
- ② 県等は、地域における感染が拡大した場合に、患者の治療を優先することから、国が医療機関に対して行う、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるための要請について必要な協力を行う。(保健所)【感染症法第16条の2】
- ③ 市は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の補充を行う。(保健所)

## 10 検査

### (1) 準備期

#### ア 目的

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。

準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制

を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に市予防計画に基づき検査体制の見直しを行うことが必要である。

また、検査体制の整備においては、JIHSや市衛生試験所のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。

## イ 所要の対応

### 1-1 検査体制の整備

- ① 市は、国及び県と連携し、感染症法に基づき作成した市予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、国及び県からの支援も受けながら、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施できるよう準備を行う。(保健所)【感染症法第16条の2】
- ② 市は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。(保健所)【第10条】
- ③ 市は、市予防計画に基づき、市衛生試験所や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を県に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。(保健所)【感染症法第36条の8】

### 1-2 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ① 市は、市予防計画に基づき、市衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。市衛生試験所や検査等措置協定締結機関等は、訓練等を活用し、国及び県等と協力して検査体制の維持に努める。(保健所)【第12条】

- ② 市衛生試験所及び検査等措置協定締結機関等は、県等の検査関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。(保健所)【第12条】
- ③ 市は、JIHSが実施する、関係機関と連携した、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練について必要な協力を行う。(保健所)【第12条】

### 1-3 検査実施状況等の把握体制の確保

市衛生試験所は、国が行う、有事における検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握するための方法の確立及び体制の確保について必要な協力を行う。(保健所)

### 1-4 研究開発支援策の実施等

#### 1-4-1 研究開発の方向性の整理

市は、国及びJIHSが研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の開発方針の整理について必要な協力を行う。(保健所)

#### 1-4-2 検査関係機関等との連携

市は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(保健所)

## (2) 初動期

### ア 目的

市内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

## イ 所要の対応

### 2-1 検査体制の整備

- ① 市は、市予防計画に基づき、市衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に県へ報告する。(保健所)【感染症法第36条の8】
- ② 市は、市内での新型インフルエンザ等の発生時に検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、必要に応じて運送事業者等と協定等を締結するとともに、協力事業者の拡大の必要性について判断する。(保健所)

### 2-2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

市は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(保健所)【第3条第6項】

### 2-3 リスク評価に基づく検査実施の方針の検討

市は、国が行う、検査実施の方針決定や段階的な見直しについて必要な協力を行う。また、検査実施の方針等に関する情報について、市民等に分かりやすく提供・共有する。(保健所)【第13条】

## (3) 対応期

### ア 目的

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

## イ 所要の対応

### 3-1 検査体制の拡充

- ① 市は、市予防計画に基づき、市衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に県へ報告する。(保健所)【感染症法第36条の8】
- ② 市は、検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、必要に応じて追加的に運送事業者等と協定等を締結するとともに、協力事業者の拡大の必要性について判断し、必要な対応を行う。(保健所)【第54条】

### 3-2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

市は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(保健所)

### 3-3 リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

- ① 市は、国が行う、検査実施の方針決定や段階的な見直しについて必要な協力を行う。また、検査実施の方針等に関する情報について、市民等に分かりやすく提供・共有する。(保健所)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性や検査体制を考慮し、市民生活の維持を目的として検査を利活用することの是非について、技術的な観点に加え、市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化等の観点も考慮して判断を行う。(保健所)

## 11 保健

### (1) 準備期

#### ア 目的

感染症有事には、市保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、市衛生試験所は地域の情報収集・分析等におけ

る科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

市は、感染症サーベイランス等により、**感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制**を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、**外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定**、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に**市保健所や市衛生試験所**がその機能を果たすことができるようにする。

その際、本庁と**市保健所**等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、**収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。**

## イ 所要の対応

### 1-1 人材の確保

- ① **市**は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保等に関する体制を構築する。**(保健所、総務部)**
- ② **市**は、**市保健所**における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、**市保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員等、市保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。併せて、他の市町村に対する応援派遣要請についても、必要に応じて検討しておく。(保健所、総務部)**

参考：人材確保等数値目標（市予防計画より抜粋）

区分	目標項目		平時
人材の養成・ 資質の向上	保健所職員等の研 修・訓練回数	保健所において感染症 有事体制に構成される 人員全員が受講できる よう実施した研修・訓練 の回数	年1回以上
		主に感染症対策を行う 部署に従事する市の職 員を対象に実施した研 修・訓練の回数	年1回以上

区分	目標項目	流行初期	流行初期以降
保健所の体制整備	人員確保数、 即応可能なIHEAT要 員の確保数	260人/日	
	(IHEAT研修受講者 数)	10人	

1-2 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 市は感染症有事体制の状況を毎年度確認する。(保健所、その他関係部局)
- ② 市は、市衛生試験所等による検査体制の確保等を行う。(保健所)
- ③ 市は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。市衛生試験所においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。なお、業務継続計画の策

定に当たっては、有事における本庁、市保健所及び市衛生試験所の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。(保健所、総務部、健康部)

### 1-3 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

#### 1-3-1 研修・訓練等の実施

- ① 市は、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施するよう努める。(保健所)
- ② 市は、国が感染症危機への対応能力の向上を図るため、地域の専門人材の充実を図るに当たり必要な協力を行う。(保健所)
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、市保健所や市衛生試験所の人材育成に努める。また、市保健所や市衛生試験所を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。(保健所、その他関係部局)【第12条】
- ④ 市は、市保健所や市衛生試験所に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。(全部局)
- ⑤ 市は、感染症対策を実施するに当たっては、感染症対策部門等と施設所管部門が連携し、平時から高齢者施設等における感染対策に係る研修等を実施する。(保健所、福祉サービス部、高齢者福祉部)
- ⑥ 高齢者施設及び障害者施設等は、感染症の対策について、平時から研修や訓練を行う。施設所管部門は施設が行う研修や訓練に対する支援・協力を行うとともに、平時から施設の感染症の対策について適切な指導や助言が行える体制とする。市保健所は必要に応じてこれに対して支援・協力を行う。(保健所、福祉サービス部、高齢者福祉部)

#### 1-3-2 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、連携協議会等を活用し、平時から市保健所や市衛生試験所のみならず、消防機関等の関係機関、専門

職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、市は、市予防計画を変更する。なお、市予防計画を変更する際には、市が作成する市行動計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき市保健所及び市衛生試験所が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。

さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は、県や、県が協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。また、市は、宿泊施設の確保に当たっては、県と役割分担を協議の上定め、相互に協力して行う。（保健所、その他関係部局）

#### 1-4 市保健所及び市衛生試験所の体制整備

- ① 市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、市保健所や市衛生試験所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。（保健所、総務部）
- ② 市保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画に基づき、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。（保健所）

- ③ **市衛生試験所**は、健康危機対処計画に基づき、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。(保健所)
- ④ **市衛生試験所等**は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び県等と協力して検査体制の維持に努める。(保健所)
- ⑤ **市衛生試験所等**は、平時から県等の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。(保健所)
- ⑥ **市**は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナの流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。(保健所)
- ⑦ **市**は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。(保健所)【感染症法第36条の5】
- ⑧ **市**は、**県から情報提供を受け**、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について**市**保健所に情報提供・共有があった場合に**備え**、**県等と情報提供・共有を行う体制を整備する**。(保健所、環境部、経済部、その他関係部局)
- ⑨ **市**は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(保健所)

#### 1-5 DXの推進

**市**は、平時から感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用でき

るよう体制を整備する。また、国が各種システムの運用に関する課題について改善を図るために実施する訓練に参加する等、必要な協力を行う。(保健所)【第12条】

#### 1-6 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、国及び県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けの相談センター等の設置を始めとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。(保健所)【第13条】
- ② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。(保健所)【第13条】
- ③ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(保健所、その他関係部局)【第13条】
- ④ 市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。(保健所、市長公室、福祉サービス部、高齢者福祉部、学校教育部、その他関係部局)【第13条】
- ⑤ 市保健所は、市衛生研究所と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。(保健所)【第13条】

## (2) 初動期

### ア 目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市が定める市予防計画並びに市保健所及び市衛生試験所が定める健康危機対処計画等に基づき、市保健所及び市衛生試験所が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

### イ 所要の対応

#### 2-1 有事体制への移行準備

- ① 市は、国からの要請や助言も踏まえて、市予防計画に基づく市保健所の感染症有事体制及び市衛生試験所の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、本庁等からの応援職員の派遣、IHEAT要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備のほか、必要に応じて、他の市町村に対する応援派遣要請についても事前に検討を進める。(保健所、総務部)
- ② 市は、県と協力し、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、県や医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。(保健所)
- ③ 市保健所は、健康危機対処計画に基づき、本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体

の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。（保健所、総務部）【第10条】

- ④ 市は、JIHSによる市衛生試験所への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下2-2に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。（保健所）
- ⑤ 市衛生試験所は、健康危機対処計画に基づき、本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS等と連携して感染症の情報収集に努める。（保健所）【第10条】
- ⑥ 市は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（保健所）

## 2-2 住民への情報提供・共有の開始

- ① 市は、相談センターを整備するとともに、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等を、必要に応じて感染症指定医療機関への受診につなげられるよう、相談先の周知を図る。（保健所）【第13条】
- ② 市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けの相談センター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。（保健所、市長公室）【第13条】

## 2-3 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応

市は、「3 サーベイランス」の2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、市保健所等において、当該

者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。(保健所、健康部)【感染症法第19条】

### (3) 対応期

#### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市が定める市予防計画並びに市保健所及び市衛生試験所が定める健康危機対処計画や準備期に整理した関係機関及び専門職能団体等との役割分担・連携体制に基づき、市保健所及び市衛生試験所が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### イ 所要の対応

##### 3-1 有事体制への移行

① 市は、本庁等からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、市保健所の感染症有事体制を確立するとともに、市衛生試験所の検査体制を速やかに立ち上げる。  
(保健所、総務部)【第26条の3】

② 市は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(保健所)

##### 3-2 主な対応業務の実施

県、市は、市保健所及び市衛生試験所が、市予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。

### 3-2-1 相談対応

市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、速やかに外部委託や県での一元化等を行うことを検討する。(保健所)【第13条】

### 3-2-2 検査・サーベイランス

- ① 市は、国が行う、検査実施の方針決定や段階的な見直しについて必要な協力を行う。また、検査実施の方針等に関する情報について、市民等に分かりやすく提供・共有する。(保健所)【第13条】
- ② 市は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、市衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。(保健所)
- ③ 市衛生試験所は、市保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、市衛生試験所は、JIHSとの連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHSへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、本庁や市保健所等への情報提供・共有や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。(保健所)
- ④ 市は、国が行う、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報把握について必要な協力を行う。また、国、県、JIHS及び関係機関と連携し、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

市は、国及び県が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。(保健所)

### 3-2-3 積極的疫学調査

- ① 市は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、市保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHSが示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。（保健所、健康部）【感染症法第15条】
- ② 市は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下「11 保健」において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、市保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。（保健所、健康部）

### 3-2-4 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合は、市は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国・県及びJIHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。（保健所、健康部）【感染症法第19条～21条】
- ② 県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（県調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、外部委託等の検討、総合調整権限・指示権限の行使を行う。市は県に対し、必要に応じ、総合調整権限の行使を要請する。

入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。(保健所、健康部、その他関係部局)  
【感染症法第21条】

- ③ 市は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対して往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。(保健所)
- ④ 市は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じ、施設ごとにその役割や入所対象者等について、県と協議する。(保健所)

### 3-2-5 健康観察及び生活支援

- ① 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。  
(保健所、健康部)【感染症法第44条の3】
- ② 市は、必要に応じ、県と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を県と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の貸出に努める。(保健所)
- ③ 市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、市保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。(保健所、健康部)

### 3-2-6 健康監視

- ① 市は、検疫所から通知があったときは、市保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視

を実施する。(保健所)

- ② 市は、検疫所から通知があったときに行う健康監視について、市中感染の増加等により業務がひっ迫する恐れがある場合には、感染症法に基づき、国に対し健康監視業務の代行を要請する。(保健所)

### 3-2-7 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあつては、**新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。(保健所)【第13条】**
- ② 市は、**高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。(保健所、市長公室、福祉サービス部、高齢者福祉部、学校教育部、その他関係部局)【第13条】**

## 3-3 感染状況に応じた取組

### 3-3-1 流行初期

#### 3-3-1-1 迅速な対応体制への移行

- ① 市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、**市予防計画に基づく市保健所の感染症有事体制及び市衛生試験所の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。**

また市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、**県や他の市町村**に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。(保健所、総務部)【第26条の3、第26条の6】

- ② 市は、地域の感染状況等の実情に応じて、JIHSに対し**実地疫学の専門家等の派遣を要請する。(保健所)**

- ③ 市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用や業務の一元化・外部委託等により、市保健所及び市衛生試験所における業務の効率化を推進する。(保健所)
- ④ 市は、市保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。(保健所、健康部)【感染症法第15条、第44条の3】
- ⑤ 市保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。(保健所)
- ⑥ 市は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(保健所)

### 3-3-1-2 検査体制の拡充

- ① 市は、国が行う、検査実施の方針決定について必要な協力を行う。(保健所)
- ② 市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、市予防計画に基づき、市衛生試験所における検査体制を拡充するとともに、検査等措置協定締結機関等における検査体制を確認する。(保健所)
- ③ 市衛生試験所は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。(保健所)
- ④ 市は、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。(保健所)

### 3-3-2 流行初期以降

#### 3-3-2-1 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 市は、引き続き、地域の感染状況等の実情に応じて、JIHSに対し実地疫学の専門家等の派遣を要請する。(保健所)【第26条の6】

- ② 市は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁から市保健所及び市衛生試験所への応援職員の派遣、県や他の市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。(保健所、総務部)【第26条の3、26条の6】
- ③ 市は、引き続き、市保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。(保健所)
- ④ 市は、市保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や本庁、市保健所及び市衛生試験所の業務負荷等も踏まえて、市保健所の人員体制や市衛生試験所の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。(保健所、総務部)
- ⑤ 市は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、県と連携するなどして、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。その際、県等は、国の作成する重症化する可能性が高い患者を判断するための指標を参照する。(保健所、健康部)
- ⑥ 市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。(保健所、健康部)

### 3-3-2-2 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- ① 市は、流行初期における対応を引き続き実施するとともに、市予防計画に基づき、市衛生試験所や県が検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握する。また、国からの助言を受けながら、検査体制の整備に向けて取り組む。(保健所)

- ② **市衛生試験所**は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、本庁や**市保健所**等への情報提供・共有等を実施する。**(保健所)**

### 3-3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

**市**は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、**市保健所**及び**市衛生試験所**における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う**市保健所**等での対応の縮小について、**市民**に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。**(保健所)**

## 12 物資

### (1) 準備期

#### ア 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、**市**は、**感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。**

#### イ 所要の対応

##### 1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① **市**は、市行動計画に基づき、その所掌事務に係る**新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。**

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。**(保健所、市長公室、その他関係部局)【第10条、11条】**

- ② **市**は、個人防護具について、国が定めた備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。**(保健所)**

- ③ 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。(保健所、消防局)

## 1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、県と連携して、県の予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、医療計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。(保健所)
- ② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、県の予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。市は、県と連携して、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。(保健所)
- ③ 市は、県と連携して、協定締結医療機関に対して、個人防護具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。(保健所)
- ④ 市は、県と連携して、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。(保健所)
- ⑤ 市は、県と連携して、システム等を利用し、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。(保健所)
- ⑥ 市は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。(福祉サービス部、高齢者福祉部、地域子育て部)
- ⑦ 市は、感染症対策物資等の保管や配送等を円滑に実施できる体制の確保に努める。(保健所)

## (2) 初動期

### ア 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

## イ 所要の対応

### 2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 市は、県と連携して、システム等を利用し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。(保健所)【感染症法第36条の4第2項～第7項】
- ② 市は、県と連携して、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。(保健所)

### 2-2 円滑な供給に向けた準備

- ① 市は、県と協力して、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。(保健所)【第50条、第51条】
- ② 市は、个人防护具について、医療機関等への配布やシステム等を利用した緊急配布等の準備を行う。(保健所)

## (3) 対応期

### ア 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

## イ 所要の対応

### 3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は、県と連携して、システム等を利用し、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。(保健所)【感染症法第36条の4第2項～第7

項】

### 3-2 不足物資の供給

市は、医療機関からの緊急配布要請に応じる等、個人防護具が不足する医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行う。(保健所)

### 3-3 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。(保健所、その他関係部局)

### 3-4 緊急物資の運送等

- ① 県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。市は、必要に応じ県に協力する。(保健所、その他関係部局)【第54条第1項】
- ② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する。市は、必要に応じ県に協力する。(保健所、その他関係部局)【第54条第2項】

### 3-5 物資の売渡しの要請等

- ① 県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下、「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。市は、必要に応じ県に協力する。(保健所、その他関係部局)【第55条第1項】

- ② 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。市は、必要に応じ県に協力する。(保健所、その他関係部局)【第55条第2項】
- ③ 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。市は、必要に応じ県に協力する。(保健所、その他関係部局)【第55条第3項】
- ④ 市は、上記の①から③までの措置を行うことについて、緊急性やその他実情に応じて、国に対し要請するよう、必要に応じて、県に要請する。(保健所、その他関係部局)【第55条第4項】

### 13 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### (1) 準備期

##### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

## イ 所要の対応

### 1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(全部局)

### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、**高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。**(全部局)

### 1-3 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

#### 1-3-1 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

**市**は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が**勧奨**される可能性があることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう**勧奨**する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。(経済部、その他関係部局)

### 1-4 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、「12 物資」の1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(全部局)【第10条、第11条】

② 市は、**事業者や市民**に対し、**新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。**(保健所、その他関係部局)

## 1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう努める。（保健所、福祉サービス部、高齢者福祉部、健康部、その他関係部局）
- ② 市は、県と協力して、生活困窮者自立支援法等に基づく支援制度として、自立相談支援機関等の相談機関の周知や、居住支援、生活資金の貸付、就労支援等の各種支援メニューの周知を行う。（福祉サービス部）
- ③ 市は、各地域における官民連携の支援体制の確立や連絡網を整備する等の速やかな連絡体制の構築に努める。（福祉サービス部、その他関係部局）

## 1-6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（環境部、その他関係部局）【第56条】

## （2）初動期

### ア 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### イ 所要の対応

#### 2-1 事業継続に向けた準備等の要請

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健

健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。(経済部、その他関係部局)

- ② 市は、①のほか、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。(経済部、その他関係部局)

## 2-2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、食料品や生活必需品その他市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資（以下、「生活関連物資等」という。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。(経済部、その他関係部局)【第59条関連】

## 2-3 遺体の火葬・安置

市は、県からの要請を基に、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(環境部)

## (3) 対応期

### ア 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

## イ 所要の対応

### 3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。(経済部、その他関係部局)【第59条関連】

#### 3-1-2 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。(健康部、保健所、地域子育て部、学校教育部、その他関係部局)

#### 3-1-3 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(保健所、福祉サービス部、高齢者福祉部、健康部、その他関係部局)

#### 3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(学校教育部)

#### 3-1-5 サービス水準に係る市民への周知

市は、県と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。(経済部、その他関係部局)

### 3-1-6 犯罪の予防・取締り

市は、国及び県の指導・調整の下、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、適宜、警察に対して悪質な事犯に対する取締りを要請する。(市民生活部)

### 3-1-7 物資の売渡しの要請等

- ① 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。市は、必要に応じ県に協力する。(保健所、その他関係部局)【第55条第1項、第2項】
- ② 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。市は、必要に応じ県に協力する。(保健所、その他関係部局)【第55条第3項】

### 3-1-8 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、県と協力して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(経済部、その他関係部局)【第59条関連】
- ② 市は、県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(経済部、

その他関係部局)

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(経済部、その他関係部局)【第59条関連】
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。(経済部、その他関係部局)【第59条】

### 3-1-9 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県からの要請を基に、四市複合事務組合に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。(環境部)
- ② 市は、県からの要請を基に、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(環境部)
- ③ 市は、県と連携して、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、必要に応じて、遺体の搬送の手配等を実施する。(環境部)

## 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

- ① 市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。(保健所、経済部)
- ② 市は、事業継続に資する情報(事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等)を適時更新しながら事業者を提供する。(保健所、経済部)

### 3-2-2 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(企画財政部、経済部、その他関係部局)

### 3-3 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

#### 3-3-1 雇用への影響に関する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う。(経済部、その他関係部局)

#### 3-3-2 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、「13 市民生活及び市民経済の安定の確保」の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、国や県と連携しながら、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。(全部局)

【第3条第1項】

## 用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information Systemの略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定により県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
陰圧室	感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧が低く設定された部屋。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症インテリジェンス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動。

感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、 新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の 生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及 ぶ事態。
感染症サーベ イランスシス テム	感染症法第12条や第14条等の規定により届け出られた情報等 を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新 型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医 療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感 染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一 種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」 に限るものを指す。
感染症対策物 資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条 第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する 医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にば く露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資 並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる 物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフ ルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら 毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のよ うな毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる 呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方 針	特措法第18条の規定により、新型インフルエンザ等への基本 的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療 機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結す る医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医 療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ 以上の医療措置を実施する。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は 中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体 制、手順等を示した計画。

緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第18条第2項（同法第34条第1項の規定による政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定により、検疫所長が、又は感染症法第15条の3第1項（感染症法第44条の9第1項の規定による政令によって準用する場合を含む。）の規定により、県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。

健康危機対処計画	<p>地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、市保健所及び市衛生試験所が策定する計画。</p> <p>策定に当たっては、県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく市予防計画、特措法に基づく県行動計画及び市行動計画等を踏まえることとされている。</p>
検査等措置協定	<p>感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。</p>
検査等措置協定締結機関等	<p>感染症法第36条の6に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。</p>
県等	<p>県及び保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。</p>
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	<p>国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。</p>
個人防護具	<p>マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。</p>
サーベイランス	<p>感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。</p>

<p>災害派遣医療 チーム (DMAT)</p>	<p>DMAT (Disaster Medical Assistance Teamの略) は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期(おおむね48時間以内)から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。</p>
<p>災害派遣精神 医療チーム (DPAT)</p>	<p>DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Teamの略) は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。感染症に係る患者が増加し、通常の県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。</p>
<p>酸素飽和度</p>	<p>血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。</p>
<p>実地疫学専門 家養成コース (FETP)</p>	<p>FETP (Field Epidemiology Training Programの略) は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHSが実施している実務研修。</p>
<p>指定(地方)公 共機関</p>	<p>特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定(地方)公共機関。電気、ガス、空港管理、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。</p>
<p>重点区域</p>	<p>特措法第31条の6第1項の規定により、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。</p>

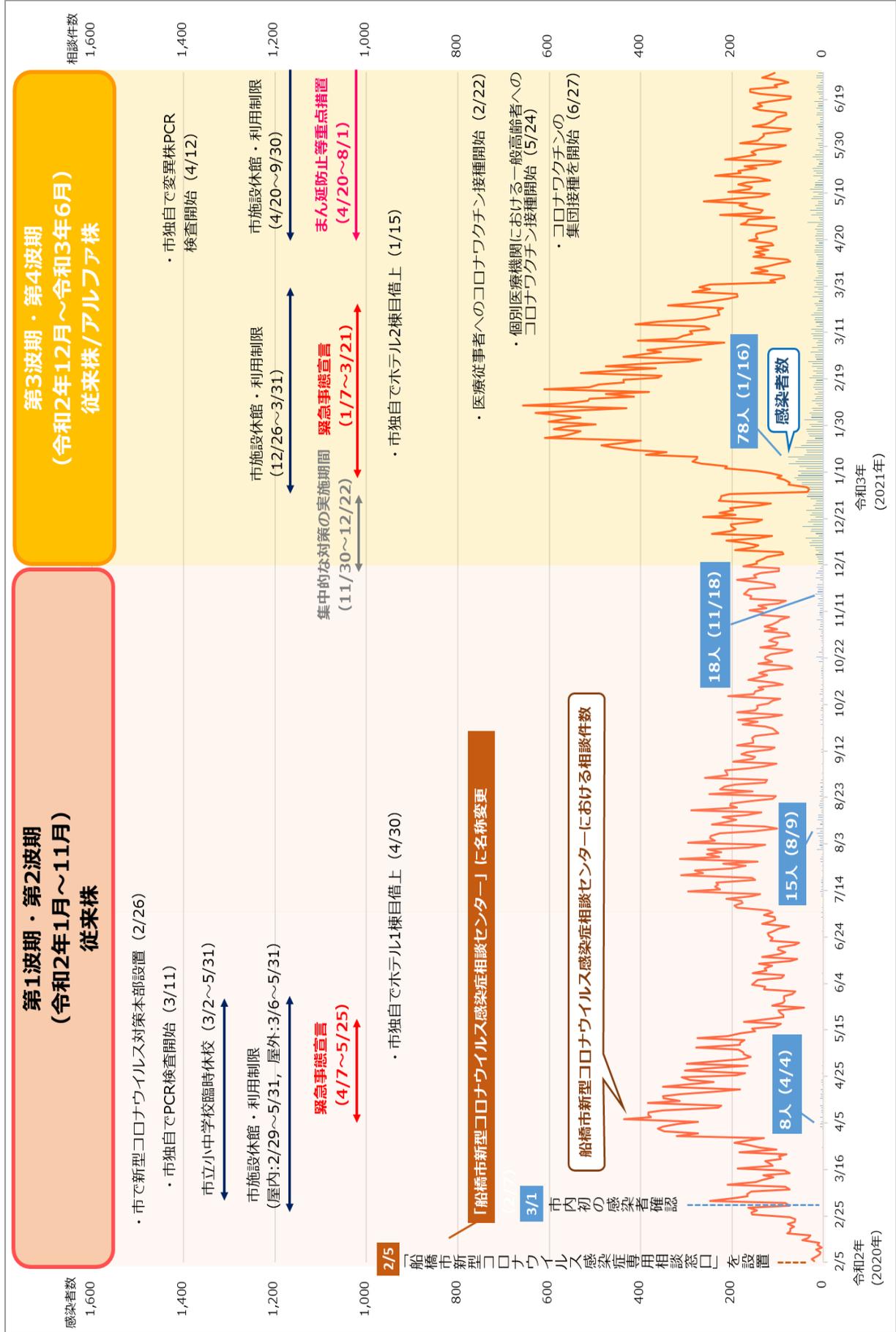
住民接種	特措法第27条の2の規定により、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。  市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
住民接種	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定により、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
迅速検査キット	簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が用いられており、PCR検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定により、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
全数把握	感染症法第12条の規定により、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの。

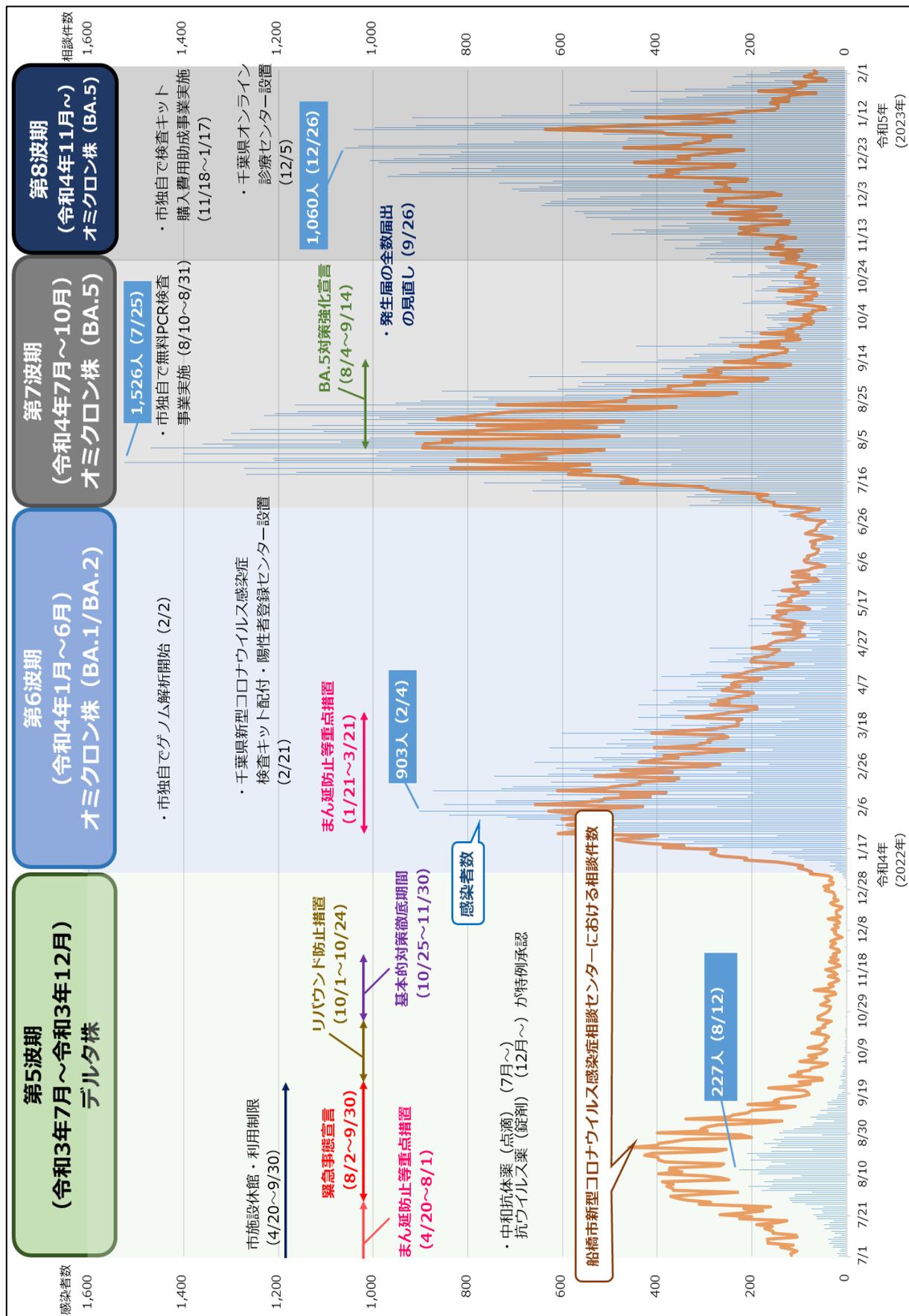
専門部会	千葉県新型インフルエンザ等対策本部の本部長が、新型インフルエンザ等対策について専門的立場から意見を聴くため、必要に応じて設置する組織。
ゾーニング	病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすること。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	県、市町村、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、県による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第4条の規定により、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。
千葉県感染症対策連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
千葉県新型インフルエンザ等対策本部	<p>政府対策本部が設置されたとき、特措法第22条第1項の規定により、知事が設置する組織。本部長は知事、副本部長は副知事をもって充てることとされている。</p> <p>県及び市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する県全体の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。</p> <p>なお、政府対策本部が廃止されたとき、特措法第25条の規定により、知事が廃止する。</p>
千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議	新型インフルエンザ等対策について庁内各部局間の情報共有と連携を図るとともに、千葉県新型インフルエンザ等対策本部会議を円滑に行うため設置される組織。

登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定により、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第55条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
船橋市衛生試験所	感染症や食中毒等の健康危機対策及び日頃の地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上を図るために、地方衛生研究所全国協議会に加入している船橋市保健所の検査部門。地域における科学的かつ技術的な中核機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う機関。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

プレパンデミックワクチン	<p>将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。</p> <p>新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。</p>
まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
無症状病原体保有者	<p>感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。</p>
有事	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。</p>
予防計画	<p>感染症法第10条に規定する県等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。</p>
リスクコミュニケーション	<p>個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。</p>
臨床像	<p>潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。</p>

流行初期医療確保措置	感染症法第36条の9第1項に規定する、県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。
臨床研究中核病院	日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Makingの略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
IHEAT要員	地域保健法第21条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reactionの略）。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。





## 第1波期・第2波期（令和2年1月～令和2年11月）①

### 1・2波の特徴

新規感染者総数 975人、1日の最大18人、入院者数1日の最大49人、確保病床（最大）37床、発熱外来29医療機関

・全国的に消毒液の需要の高まりや、海外からの供給の不安定さにより、感染予防に必要な物資の不足が起こり、マスク・個人防護具（PPE等）も不足する状態となった。また、当初検査体制が十分に整備されていなかったことから、検査需要に応じた検査体制の確保にも困難がみられた。

### 主な取組内容

- 医療提供体制を緊急的に整備した市内医療機関（帰国者・接触者外来）に対し、「船橋市新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急環境整備事業補助金」を創設し、病院負担の軽減を図った
- PCR検査等の医療機関での実施に係る契約の開始（令和2年6月）
- 平日夜間及び土日祝日に感染が疑われる者を診察する外来医療機関を確保し、感染症に対応した医療体制を整備するため、市医師会と帰国者・接触者外来の業務委託契約を締結（令和2年2月）
- 医療機関でのPCR検査等の実施について、インフルエンザ流行期に備え市医師会と協議し、医療機関に実施等を依頼（令和2年11月）
- 検査需要増加に対応するため、ドライブスルーによるPCR検査を開始。（令和2年4月）また、研修医による鼻咽頭検査を開始。（令和2年7月）
- 感染者発生時に施設等に訪問してPCR検査を実施
- 積極的疫学調査を実施（臨床症状、行動歴、濃厚接触者の特定等）。療養期間中は1日1回を日中に電話で健康観察を実施。（有症状者には1日2回実施）
- パルスオキシメーターの貸し出し開始（令和2年4月）
- 船橋第一ホテルを借上げ受け入れ開始（令和2年4月）
- 入所者全員にパルスオキシメーター配備（令和2年4月）

### 1. 入院医療体制

### 2. 受診・診療体制

### 3. 検査体制

### 4. 疫学調査・自宅療養者支援体制

### 5. 宿泊療養施設体制

## 第1波期・第2波期（令和2年1月～令和2年11月）②

### 主な取組内容

#### 6. 相談対応体制

- 新型コロナウイルス感染症専用相談窓口を設置し、その後帰国者・接触者相談センターの機能を追加

#### 7. 搬送体制

- 検体採取を目的とした、疑い患者・濃厚接触者等に対する医療機関への搬送開始（令和2年2月）

#### 8. 施設等における 感染防止対策、 クラスター対応体制

- 積極的疫学調査を実施し、検査対象者などを決定
- 高齢者施設等での疫学調査等を円滑に進めるため、福祉部局等と協働して対応する仕組みを作った
- 高齢者施設等や学校幼保園の案件について、感染が疑われる場合に人数にかかわらず感染症発生連絡票（様式1）の提出を求めた
- 感染者発生時のシミュレーション訓練を27施設で実施（令和2年10月）

#### 9. 広報 （注意喚起・報道対応）

- 市ホームページに新型コロナウイルス特設ページを開設
- 市内における新規感染者の確認時は臨時記者会見により報道機関へ周知した（市内18例目以降はプレスリリース）。職業、行動歴、濃厚接触者の状況等を含む詳細な情報を公表した。集団感染発生時も同様に臨時記者会見により周知を行った。

#### 10. 保健所本部位制

- 保健所本部を立ち上げ、感染症に関する実務的な業務を班体制で対応（令和2年2月）
- 広範な業務に対する人員が必要となったため、応援職員を要請

#### 課題

船橋市は都内との人の往来が多いということもあり、県全体よりも感染拡大が早期に生じ、入院受け入れ体制や、宿泊療養施設の確保に苦慮した。

## 第3波期・第4波期（令和2年12月～令和3年6月）①

新規感染者総数 4,592人、1日の最大78人、入院者数1日の最大99人、確保病床（最大）124床、発熱外来55医療機関

・全国的にアルファ株等のより感染力の強い変異株が確認され、新規感染者が急増し緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された。

船橋市では12月以降は複数の高齢者福祉施設や医療機関でのクラスターが確認され、高齢者への感染拡大により、医療提供体制のひっ迫につながった。また、感染拡大や、医療提供体制のひっ迫状況などから、イベントの会場開催の中止決定や市立学校の部活動の休止を行う等の措置も行われた。

### 主な取組内容

#### 1. 入院医療体制

▶ 透析患者専用病床の確保（令和3年5月）

#### 2. 受診・診療体制

- ▶ 市内医療機関を対象にPCR検査等実施に係る研修の実施
- ▶ 疑い患者受入医療機関に対し協力を支給し、年末年始及びゴールデンウィークの診療体制を確保
- ▶ 高齢者等福祉施設入所前PCR検査開始（令和2年12月）
- ▶ 高齢者施設等の従事者に対するPCR検査等の開始（令和3年3月）
- ▶ 夜間休日急病診療所室を使用し、ウォークスルーを開始（令和3年1月）
- ▶ 変異株PCR検査（アルファ株判別）を開始

#### 3. 検査体制

▶ 感染者の増加に備え疫学調査方法の見直しを行った

- ▶ 妊婦の健康観察を市内産婦人科病院へ依頼
- ▶ 応援職員によるパルパシメターの管理・配送業務を一元化
- ▶ 保健所医師の処方で薬の配達開始
- ▶ 配食サービス開始

#### 4. 疫学調査・自宅療養者支援体制

#### 5. 宿泊療養施設体制

▶ 船橋シティホテルを借上げ受け入れ開始（令和3年1月）

## 第3波期・第4波期（令和2年12月～令和3年6月）②

### 主な取組内容

#### 6.相談対応体制



➤発熱外来の紹介を開始（令和2年12月）

#### 7.搬送体制



➤距離別の搬送の可否や保健師の同乗基準を明確にした  
➤消防のひっ迫を回避するため民間救急の利用を開始した

#### 8.施設等における 感染防止対策、 クラスター対応体制



➤本部署体制見直しに伴う、事業所におけるクラスター対策を行っていた班と、社会福祉施設におけるクラスター対策を行っていた班の業務を統合

#### 9.広報 （注意喚起・報道対応）



➤第3波では高齢者施設における集団感染が多数確認された。  
➤新規感染者発表時に、変異株PCR検査の結果の掲載を開始。新規感染者発表時に項目の見直しに伴い、年代別や推定感染経路ごとの統計表を追加公表した。  
➤保健所情報誌「Face to Health 新型コロナウイルス感染症対策特別号」の発行を開始し、感染対策についての情報を発信（No1：感染リスクの高まる5つの場面と家庭内感染対策、No2：感染が疑われてから療養解除までの流れや注意点を時系列に沿って解説、No3：コロナワクチンについて、No4：若者が気を付けたい場面や感染リスクが高まる場面、No5：注意したい3つの場面や高齢者が注意しないといけない理由）

#### 10.保健所本部署体制



➤新型コロナウイルスの接種体制を整えるため本部署内に「ワクチン接種班」を設置（令和2年12月）  
➤令和2年9月の本部署体制刷新時と比較して感染状況が拡大傾向にあることや、既存体制における課題解消を図る必要性から体制を強化（令和3年4月）

#### 課題

複数の高齢者施設や医療機関でのクラスターにより病床稼働率が98%を超えるなど医療提供体制がひっ迫した。多くの医療機関が休診となる年末年始やゴールデンウィークに外来対応が可能な医療機関の確保に苦慮した。疫学調査やパルスオキシメーターの配送等の保健所業務が増加し、保健所本部署体制のひっ迫につながった。

## 第5波期（令和3年7月～令和3年12月）①

新規感染者総数7,506人、1日の最大227人、入院者数1日の最大138人、確保病床（最大）143床、発熱外来66医療機関

・全国的なデルタ株への置き換わりに伴い、7月中旬から感染が急拡大し、第4波までの感染者数を大きく超える波となった。10歳代・10歳未満の年代にも感染が大きく拡大した。働く世代（特に40・50歳代）の中等症患者が急増し、また、呼吸器症状が軽い患者であっても高熱や下痢が続き激しい脱水症状になるケースも多く発生した。

### 主な取組内容

- 県に妊産婦の対応方針の策定を働きかけ妊産婦の入院調整一斉照会システムを導入（令和3年8月）
- 妊産婦専用病床を確保（令和3年8月）
- 市内病院院長会議を開催し、船橋市病床アラートの設置について台意（令和3年9月～12月）
- 船橋地区産婦人科医学会が開催した会議で妊産婦の入院調整スキームを説明（令和3年12月）
- 医療機関に相談してきた濃厚接触者の受診及び検査を必要に応じて実施していただくよう通知（令和3年8月）
- 濃厚接触者及び疑い患者について、保健所を介さず通常の医療連携として対応するよう通知（令和3年9月）
- 保健所での医薬品の処方及び配達を開始（令和3年8月）
- 市医師会及び薬剤師会と協議し、オンライン診療・医薬品調剤に係る協力金の運用開始（令和3年11月）
- 検査数増に対応するため、唾液検査時の運用変更（令和3年7月）
- 変異株PCR検査（デルタ株判別）を開始
- 疫学調査の項目重点化を行った（療養先決定に必要な項目）
- 自宅療養者へのパルミタメーターの配達業務を民間事業者に委託
- 夜間の自宅療養者対応のため、夜勤体制を開始
- 船橋第一ホテルに酸素ステーション3部屋開設（令和3年8月）
- 看護師確保のため、会計年度看護師制度を導入（令和3年10月）

## 5波の特徴

### 1. 入院医療体制

### 2. 受診・診療体制

### 3. 検査体制

### 4. 疫学調査・自宅療養者支援体制

### 5. 宿泊療養施設体制

## 第5波期（令和3年7月～令和3年12月）②

	主な取組内容
6.相談対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県の発熱外来検索システムを活用しながら受診先を案内</li> <li>➢ 第4波と同様</li> </ul>
7.搬送体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 重症化リスクが高い高齢者施設への調査に重点化</li> </ul>
8.施設等における感染防止対策、クラスター対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新規感染者の急増を受け、発症日等の一部の項目を公表項目から削除。</li> <li>➢ 第5波期は高齢者施設での集団感染は減少し、事業所関係、学校・保育所関係等の集団感染が多数確認された。</li> <li>➢ Face to Health 新型コロナウイルス感染症対策特別号」の発行（No6：会員の一日でマスクを外しがちな場面を特集、No7：感染を広げないため症状がでたら早めの受診、No8：場面ごとの感染対策の総集編）</li> </ul>
9.広報（注意喚起・報道対応）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 急増する感染者に対し、既配置の保健師・看護師のみでは業務がひっ迫するため、派遣看護師増員に係る予算措置について財政部門と調整</li> <li>➢ 第5波の経験を踏まえ、感染拡大に備えた事前かつ段階的な増員計画作成のため、本部内にて感染段階ごとの業務量調査を実施</li> </ul>
10.保健所本部体制	

### 課題

症状が重い患者が多く、入院できない方もおり、さらに救急搬送困難事例も過去最多になるなど深刻な状況がみられた。

## 第6波期（令和4年1月～令和4年6月）①

### 6波の特徴

新規感染者総数 46,808人、1日の最大903人入院者数1日の最大 161人、確保病床（最大）1,145床、発熱外来78医療機関

・オミクロン株BA.1系統への置き換わりにより、1月上旬から過去にない速度で感染が急速に拡大し、第5波時を大幅に超えるほどの感染拡大であった。濃厚接触者の増大にもつながり、社会機能の維持にも大きな影響を与えた。

### 主な取組内容

- 医師会診療所が本格的に運用開始（令和4年1月）
- 変異株（オミクロン株）の入院受入の医療機関を拡大（令和4年1月）
- 初の船橋市病床アラートを発動（令和4年1月）
- 医療機関に対し、中和抗体療法または経口治療薬であるラゲブリアオが必要な患者への処方依頼（令和4年1月）
- 自宅療養者に対し、保健所の調整によらず、自身で医療機関へ電話する、あるいはオンライン診療や外来受診で相談するよう促す
- 変異株PCR検査（オミクロン株判別）を開始
- 保健所によるウイルスのゲノム解析開始
- 重症化リスクが低い方は現症状確認を行ったうえで療養上の注意点をSMSで通知
- 健康観察の方法を、患者の状態に合わせて電話のほか、My HER-SYSや自動架電による報告を開始
- 配食サービス希望者の急激な増加に伴い、委託業者を追加（1日最大300件）
- 県の要請で、船橋シティホテルを濃厚接触者対応ホテルとして開所（令和3年12月22日から令和4年1月11日まで）
- 船橋シティホテルを陽性者患者受入用として運用変更（令和4年1月12日）

#### 1. 入院医療体制

#### 2. 受診・診療体制

#### 3. 検査体制

#### 4. 疫学調査・自宅療養者支援体制

#### 5. 宿泊療養施設体制

## 第6波期（令和4年1月～令和4年6月）②

### 主な取組内容

#### 6. 相談対応体制

➤ 2/1までは就業制限解除通知書・就業制限解除通知書が自動的に送付される仕組みであったが、2/2以降は自分でオンライン申請する運用に変更

#### 7. 搬送体制

➤ 県が千葉県搬送調整センターの委託を開始。千葉県搬送調整センターも活用しながら運用（令和4年1月）

#### 8. 施設等における 感染防止対策、 クラスター対応体制

➤ 施設案件の件数の大幅な増加、オミクロン株の症状が出やすい特徴から、第6波以前の感染者個人疫学中心から、他有症状がいるか、リスク場面等の施設全体での疫学調査に変更  
➤ 高齢者施設等でクラスターが多数発生したことから、市内高齢者施設等向けに研修会を開催（令和4年2月）

#### 9. 広報 （注意喚起・報道対応）

➤ 感染者数の急増に伴い、乳幼児への感染も急増した。乳幼児への感染が疑われる際の対応等を掲載したチラシを作成し、ホームページで掲載するとともに乳幼児健康診査等の母子保健事業で配布した。

#### 10. 保健所本部体制

➤ オミクロン株による感染拡大を受け、決定した応援スキームに基づき、段階的に応援職員を配置（令和4年1月）

#### 課題

数多くのクラスターが発生したことにより、高齢者であつても施設内（自宅）療養となる事例が急増した。

## 第7波期（令和4年7月～令和4年10月）①

### 7波の特徴

新規感染者総数 62,964人、1日の最大1,526人、入院者数1日の最大131人、確保病床（最大）162床、発熱外来82医療機関

- ・オミクロン株BA.5系統（感染力が高く免疫逃避性もある）へ置き換わり、過去最多の新規感染者数が確認された。
- ・死亡者数は第6波に比べ増加したものの、死亡率は第6波よりも低かった。

### 主な取組内容

1. 入院医療体制
  - 2回目の船橋市病床アラートを発動（令和4年7月）
  - 妊産婦専用の病床を2床確保（令和4年9月）
2. 受診・診療体制
  - 発熱外来にひっ迫時に有症状者を対象とした無料PCR検査事業を外部委託
3. 検査体制
  - より広範で正確な変異株モニタリングを実施するため、市内2病院の協力のもと陽性検体を収集し、変異株PCR検査及び必要に応じゲノム解析を実施
  - 重症化リスクが高い方は電話により疫学調査や療養中の健康観察を継続して行い、重症化リスクが低い方は療養上の注意点のお知らせや健康観察をHER-SYSのSMS機能を活用して行った。
  - オンライン申請システムによる配食サービス申請受付を開始（令和4年7月）
  - 9月26日から自宅療養者への対応を行うフォロワーアップセンターを開設
4. 疫学調査・自宅療養者支援体制
  - 健康観察情報をHER-SYSへ入力
  - 糖尿や腎疾患のある入所者に対応するため、専用食（減塩食やたんぱく質調整食）を本格導入（令和4年7月）
5. 宿泊療養施設体制

## 第7波期（令和4年7月～令和4年10月）②

### 主な取組内容

#### 6.相談対応体制

➤保健所内における最大回線数（13回線）体制で対応を行った。

#### 7.搬送体制

➤第6波と同様

#### 8.施設等における 感染防止対策、 クラスター対応体制

➤感染状況等から、入所系の高齢者施設を優先的に調査を実施した（令和4年7月）

#### 9.広報 (注意喚起・報道対応)

➤全数把握の見直しに伴い、新規感染者の公表は感染者数のみとし、年代、性別、診断日等の個別情報の公表は廃止した。

#### 10.保健所本部体制

➤感染の再拡大を受け、必要となる増員については派遣職員で賄うことを決定し、派遣会社を増員を依頼（令和4年7月）  
➤総務部と協議の上、派遣職員の配置が整うまでの間に不足する人員について、応援職員の配置を開始（令和4年7月）

#### 課題

感染拡大により検査目的の受診を希望する方が多くおり、相談センターや発熱外来のひっ迫が引き起こされた。重症化リスクの高い方の受診ができる体制を確保するために重症化リスクが低い方には抗原検査による自主検査を案内する必要があった。

## 第8波期（令和4年11月～令和5年1月）①

### 8波の特徴

新規感染者総数46,671人、1日の最大1,060人、入院者数1日の最大150人、確保病床（最大）139床、発熱外来85医療機関

- ・オミクロン株BA.5系統に加えその亜系統の変異株が確認された。本市においては10月下旬から新規感染者数が再び増加に転じ、12月末にかけて、比較的緩やかな速度で感染拡大が継続した。年末年始を以て再度の上昇もみられたが、1月中旬以降、感染は収束に向かい始めた。
- ・多くの死亡者が確認された。60歳以上の高齢者で基礎疾患を持っている人が死亡者の中心であり、コロナを主因とする死亡者は半数以下となった。

### 主な取組内容

1. 入院医療体制  
➤ 3回目の船橋市病床アラートを発動（令和4年12月）
2. 受診・診療体制  
➤ 重症化リスクが高い者への医療提供体制の確保を目的として、抗原検査キットの事前備蓄を促すため、「新型コロナウイルス抗原検査キット購入費用助成事業」を実施  
➤ 自宅療養者へのオンライン診療や往診の体制の確保を目的として、「民間事業者によるオンライン診療、住診委託事業」を委託により実施
3. 検査体制  
➤ 変異株モニタリングを実施するため、変異株PCR検査及び必要に応じてゲノム解析を継続して実施
4. 疫学調査・自宅療養者支援体制  
➤ フォローアップセンターによる対応を継続  
➤ 疫学調査結果や健康観察の情報等の感染者情報のハース一元化を進めた
5. 宿泊療養施設体制  
➤ 提携医療機関と協議のうえ、宿泊療養施設を医療提携型から隔離型へ変更。

## 第8波期（令和4年11月～令和5年1月）②

### 主な取組内容

#### 6. 相談対応体制

➤ 過去の相談体制を踏まえ、電話がつかないという事態を回避するため、保健所内の相談・苦情対応のバックアップ体制は残しつつ、保健所外でコールセンター業務を委託化

#### 7. 搬送体制

➤ 家族や施設等での搬送を基本とし、それが困難な場合民間の救急搬送車を利用するなどの運用としました

#### 8. 施設等における感染防止対策、クラスター対応体制

➤ 高齢者施設等でクラスターが多数発生していることから、市内高齢者施設等向けに研修会を開催（令和4年11月）

#### 9. 広報（注意喚起・報道対応）

➤ 全数把握の見直し及び県及び他市の状況を踏まえ、集団感染が発生した施設の施設名は原則非公表とした。

#### 10. 保健所本部体制

➤ 新規感染者数の微増傾向、及び過去2年の実績から冬の感染拡大に伴う業務量の増大を見据え、12月上旬に配置できるよう派遣職員（事務職）の増員を事前に派遣会社へ依頼

#### 課題

医療機関でのクラスターが多発し、12月には、同時期に複数の入院受入医療機関で院内クラスターが発生し、確保病床数に対する入院者数の割合が過去最大となった。臨時の医療施設を含め広域の入院調整が必要であった。